

令和 2 年度(2020 年度)
自 己 点 檢 評 價 書

令和 3 年(2021)年 11 月
東都大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	9
基準1 使命・目的等 ······	9
基準2 学生 ······	15
基準3 教育課程 ······	42
基準4 教員・職員 ······	50
基準5 経営・管理と財務 ······	59
基準6 内部質保証 ······	73

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 東都大学の建学の精神（設置の趣旨）

医療現場において、医学・医療技術の高度化に対応するだけでなく、これらの治療を受ける患者へのケアが益々重要となり、また看護師等の活動分野の拡大に伴って、これまで以上の専門的な知識・技術を身に付けることが求められている。

また、今日の医療はチーム医療が主体であり、看護師等が医師のよきパートナーとしてその責任を果たしていくためには、看護師等も医学に関する高度な専門知識を装備し、医療技術に対応していくことが必要である。

さらに、これからの中年看護師等に最も求められているのは、ケアの専門家として、病める人やその家族と十分な意思疎通を図り、信頼感ある人間関係を築いた上で、思いやりと温かい心をもってケアを行うことができる人間性や包容力、さらには十分な実践力である。

以上のことから、本学においては、豊かな人間性を持つと同時に高度な専門知識・技術を身に付け、合わせて十分な実践能力を備えた看護師等を養成していきたいと考えている。

なお設置の趣旨においては、前提として次の内容が記述されている。

今後の社会の高齢化、科学や医療技術の高度化、社会の健康ニーズの変化等に伴い、これからの中年看護師等に対するニーズはますます増大し、これらの分野で活動する人材に対する需要も益々大きくなることが予想されている。

特に、医師とともに医療・福祉業務を支える主たる職種である看護師、保健師及び助産師(以下「看護師等」という。)については、高度医療の現場である病院や高齢者等の療養施設における活動はもとより、近年では在宅のままで療養を続ける人々を支援する在宅看護に対するニーズも高くなり、また職場や家庭における生活習慣の改善に関する保健指導を行うこととされるなど、その活動の分野は益々大きくなっている。

しかし、我が国における看護師等の配置状況は欧米諸国に比べまだ少ないのが現状である。特に看護師に限ってみると、100 病床あたり 50 人以下であり、アメリカの約 270 人、ヨーロッパ諸国の 150 人～250 人に比べて、大幅に少ない現状にある。

この背景には、我が国では国民全員が何らかの公的医療保険に加入していることや病院の病床数が多いことなどがあり、数字だけで比べることは適当でない面もあるが、今後の高齢社会における医療・福祉サービスに対する需要の増大を考慮すれば、看護師等の育成強化・拡充は国家的な課題といえるであろう。また、これらの看護師等については、単に量的な拡充が必要なだけでなく、その求められている役割の高度化・多様化に応じて、質的な充実が不可欠になっている。

2. 東都大学の基本理念

東都大学の教育理念については、「東都医療大学¹設置認可申請書」の「1. 大学設置の趣旨及び必要性」の「2. 教育理念及び教育目標」の中で次のように述べている。

東都医療大学の教育理念

本学は、生命を尊重し、人間の尊厳と基本的権利を理解するとともに、学問的基礎の上に専門的な実践能力をもち、地域の保健・医療・福祉の担い手としてリーダーシップを発揮し、学問の発展にも貢献できる医療人を育成することを教育理念とする。

¹ 本学は校名を 2019 年 4 月に校名を「東都医療大学」から「東都大学」に変更しているが、設置認可申請書等の旧校名で作成・公開された文書については、特に断りがない限り旧校名を使用している。

3. 東都大学の使命・目的

東都大学の使命・目的及び教育目的は、「東都医療大学設置認可申請書」の「1. 大学設置の趣旨及び必要性」の「2. 教育理念及び教育目標」、東都医療大学の設置母体である学校法人青淵学園の「学校法人青淵学園寄附行為」第3条及び「東都医療大学学則」第1条に明示している。

東都医療大学設置認可申請書（抄）

人間性尊重の理念を基盤とするケア、すなわちヒューマンケアを実践できる医療人を養成することが本学の目的

学校法人青淵学園寄附行為 第3条

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、健康で幸せな生活をより多くの国民が享受できる長寿社会を目指して、医療の現場で働く技術、志ともに優れた人材を育成することを目的とする。

東都医療大学学則 第1条

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療に関する幅広い専門知識と技術を教授研究するとともに、人間性・倫理性・協調性を備えた人材を育成し、地域の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

近年の医学・医療技術の高度化には目覚ましいものがあり、先進的な医療機器を用いた高度医療が展開されてきている。医学・医療技術の進展は、医療に関わる緒学問の高度化やケア活動範囲の拡大化・多様化などに多大な影響を与えている。このため、大学教育における医療人の養成には、保健・医療・福祉分野の幅広い知識を習得することを基盤に、その学問に関する専門的な知識や技術そしてその知識・技術を応用した実践力を修得し、さらに医学に関する高度の専門知識をも身に付けて、高度な医療技術が展開される医療現場で活動していく能力を育成することが重要である。このような観点から、「医療に関する幅広い専門知識と技術を教授研究する」としている。

他方、このような医学・医療技術の高度化に伴う、様々な課題も表面化してきている。それは、近年、先進的な医療機器を用いた数多くの検査データに基づく治療が増加し、その結果、医療機関と医療を受ける患者との関係が複雑になり、患者の人間性や尊厳が問われる事象が多くなってきていることである。

さらに、医療現場をめぐる環境の変化を的確に把握した上で、これに携わる医療関係者の自覚と責任を持った対応が求められている。したがって、医療における医療人は、その学問に関する専門的な知識・技術やその実践に基づくことはもとより、治療を受けた患者やその家族と可能な限り良好な人間関係を築き、治療を受ける患者の人権や人格

の尊厳に配慮しつつ、高い倫理観を持って、思いやりのあるケアを行うよう心がけることが必要不可欠となっている。このことから、「人間性・倫理性・協調性を備えた人材を育成」が重要となっている。

4. 東都大学の個性・特色等

医療におけるケアは、医療を受ける者と医療を行う者、すなわち人が人をケアすることが常に必要で、医療ケアに携わる者は、専門的な知識・技術を修得することはもとより、人間の生命や個人の尊厳に対して畏敬の念をもった高い倫理観が要請される。このような人間の生命や個人の尊厳に対する畏敬の念と高い倫理観に裏打ちされた医療ケアの在り方を、本学では「ヒューマンケア」と捉え、個性・特色としている。

そこで本学はヒューマンケアを実践できる看護師・理学療法士・管理栄養士等を育成することを目的とし、教育理念及び教育目標として掲げるとともに、その理念及び目標を教育課程（カリキュラム）に的確に反映させ、実践するため、各専門性を充分涵養できる授業科目を配備している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

医学・医療技術が高度化した現代では、それらに十分習熟した人材が必要とされており、特に高齢化・長寿社会の我が国では、保健・医療・福祉の現場で働く「技術」「志」ともに優れた、地域に貢献する専門職が求められている。

こうした背景等から、ヒューマンケアを実践できる医療従事者の育成の必要性を認識し、「医療従事者的人材育成は社会貢献に繋がる」との考え方から、東都大学は、当時は東都医療大学として、2009年4月に学校法人青淵学園により、ヒューマンケア学部看護学科からなる単科大学として埼玉県深谷市に開学した。

医療に関する専門的な知識や技術に基づくことはもとより、人間性尊重の理念を基盤とするケアを実践できる看護師・保健師・助産師などの医療人を輩出し、主に「健康」という観点から地域の保健・医療・福祉に貢献してきた。さらに首都圏の人口増加による看護師不足の悩みに応えるため、2018年4月には幕張新都心に幕張ヒューマンケア学部看護学科を開設した。

こうした健康増進活動を実践する中で認識したのが「予防医学としての栄養・食事」である。これに関する地域住民の方々の関心は想像以上に高く、重要性を実感したことから、2018年4月に管理栄養学部管理栄養学科を開設、地域の保健・医療・福祉の担い手として、栄養管理の専門職として「栄養・食」の観点から臨床に強い管理栄養士を養成している。

また、2019年4月からは幕張ヒューマンケア学部理学療法学科を新設した。病院の中とどまらず、急性期から回復期・維持期、退院後の在宅療養に至るまで拡大していく理学療法の需要に応え、切れ目のないリハビリテーションを提供できる人材を育てている。これらの学科新設により総合大学への歩みを踏み出すとともに、校名を東都大学と改めた。

さらに、2021年4月には幕張ヒューマンケア学部臨床工学科及び沼津ヒューマンケア学部看護学科を新設する予定である。

本学は、開学以来、着実かつ安定的な歩みを進めている。

- 2008年 4月 東都医療大学設置認可申請
- 2008年 10月 東都医療大学設置認可
- 2008年 11月 学校法人青淵学園設立
- 2009年 4月 第1回入学式挙行
- 2013年 3月 第1回卒業式・学位記授与式挙行
- 2016年 3月 日本高等教育評価機構による認証評価において
「大学評価基準に適合」の認定
- 2017年 8月 管理栄養学部管理栄養学科設置認可
- 2018年 4月 幕張ヒューマンケア学部看護学科及び
管理栄養学部管理栄養学科開設
- 2019年 4月 校名を「東都大学」に変更、

東都大学

幕張ヒューマンケア学部理学療法学科開設

2020年10月 幕張ヒューマンケア学部臨床工学科設置認可

2021年 4月 幕張ヒューマンケア学部臨床工学科及び
沼津ヒューマンケア学部看護学科開設（予定）

2. 大学の現況

・大 学 名 東都大学

・所 在 地 埼玉県深谷市上柴町西 4 丁目 2 番 11 号

深谷キャンパス 埼玉県深谷市上柴町西 4-2-11

幕張キャンパス 千葉県千葉市美浜区ひび野 1-1

・学部の構成

学 部 名	学 科 名
ヒューマンケア	看護
幕張ヒューマンケア	看護
	理学療法
管理栄養	管理栄養

- ・学生数、教員数、職員数

学生数（2020年5月1日現在）

学部	学科	学年	定員 (人)	在籍 (人)	充足率
ヒューマン ケア	看護	1年次	100	106	1.06
		2年次	100	109	1.09
		3年次	100	105	1.05
		4年次	100	121	1.21
		学科計	400	441	1.10
	学部計		400	441	1.10
幕張ヒュー マンケア	看護	1年次	120	136	1.13
		2年次	120	156	1.30
		3年次	120	102	0.85
		学科計	360	394	1.09
	理学療法	1年次	80	77	0.96
		2年次	80	40	0.50
		学科計	160	117	0.73
	学部計		520	511	0.98
管理栄養	管理栄養	1年次	80	50	0.63
		2年次	80	41	0.51
		3年次	80	24	0.30
		学科計	240	115	0.48
	学部計		240	115	0.48
総計			1,160	1,067	0.92

教職員数（2020年5月1日現在）

		人数
専任教員	教授	40
	准教授	19
	講師	22
	助教	12
	計	93
専任助手		12
事務職員		24
合計		129

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

《評価の視点》

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

[使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか]

以下のとおり、本学の使命・目的及び教育目的は、学科ごとに具体的に明文化している。

看護学科の教育目標

- ① 生命を尊重し、人間の尊厳と基本的権利を理解できる豊かな人間性を涵養する。
- ② 看護学の基礎的な知識・技術・態度を修得し、ヒューマンケアの理念に基づいた実践ができる基礎的能力を育成する。
- ③ 保健・医療・福祉の重要な担い手としての役割を認識し、自己研鑽するとともに、リーダーシップを発揮できる基礎的能力を育成する。
- ④ 看護にかかわる諸問題を科学的に探究し、将来看護学の発展に貢献できる基礎的能力を育成する。

管理栄養学科の教育目標

- ① 生命を尊重し、人間の尊厳と基本的権利を理解できる豊かな人間性を涵養する。
- ② 栄養学の基礎的な知識・技術・態度を修得し、高い倫理観・使命感に基づく実践能力を備える人材を育成する。
- ③ 保健・医療・福祉の重要な担い手としての役割を認識し、自己研鑽するとともに、リーダーシップを発揮できる基礎的能力を育成する。
- ④ 栄養にかかわる諸問題を科学的に探究し、将来栄養学の発展に貢献できる基礎的能力を育成する。

理学療法学科の教育目標

- ① 生命を尊重し、人間の尊厳と基本的権利を理解できる豊かな人間性を涵養するために、すべての命あるものを大切にする心を育て、高い倫理観を涵養するとともに幅広い教養教育を通じて豊かな人間性を培う。
- ② 社会の一員として求められる基本的態度や考え方を身につけるとともに、人をとりまく文化と社会に関する知識と理解を有した人材を育成するために、自己管理能力、倫理観、市民としての社会的責任、人間や社会を理解するための知識を養う。
- ③ 理学療法学の基礎的な知識・技術・態度を修得し、ヒューマンケアの理念に基づいた実践ができる基礎的能力を持った人材を育成するために、人体の構造と機能および心身の理解、健康・疾病・障碍の予防や回復過程に関する知識を臨床で発揮できる能力を養う。
- ④ 医療・保健・予防・福祉の重要な担い手として理学療法(士)の役割を認識し、自己研鑽に努めリーダーシップを発揮できる基礎的能力を持った人材を育成するために、理学療法の位置づけと役割についての正確な認識をもつ。チームの一員としての役割と医療・保健・予防・福祉各分野との協同として理学療法を提供できる能力を育成する。
- ⑤ 医学・理学療法(学)に関わる諸問題を科学的に探究し、将来医学・理学療法(学)の発展に貢献できる能力を持った人材を育成するために、基礎医学分野にも視野を拡げ、基礎医学と臨床医学の成果を基に、理学療法学に関する思考力と創造性、感受性を涵養し、理学療法を総合的に実践できる能力や、高度な専門性を有した理学療法士になる基礎を養う。

1-1-② 簡潔な文章化

[使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか]

以下のとおり、本学の使命・目的及び教育目的は簡潔に文章化している。

東都医療大学設置認可申請書

人間性尊重の理念を基盤とするケア、すなわちヒューマンケアを実践できる医療人を養成することが本学の目的

学校法人青淵学園寄附行為 第3条

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、健康で幸せな生活をより多くの国民が享受できる長寿社会を目指して、医療の現場で働く技術、志ともに優れた人材を育成することを目的とする。

東都医療大学学則 第1条

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療に関する幅広い専門知識と技術を教授研究するとともに、人間性・倫理性・協調性を備えた人材を育成し、地域の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

1-1-③ 個性・特色の明示

[使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか]

医療におけるケアは、医療を受ける者と医療を行う者、すなわち人が人をケアすることが常に必要で、医療ケアに携わる者は、専門的な知識・技術を修得することはもとより、人間の生命や個人の尊厳に対して畏敬の念をもった高い倫理観が要請される。このような人間の生命や個人の尊厳に対する畏敬の念と高い倫理観に裏打ちされた医療ケアの在り方を、本学では「ヒューマンケア」と捉え、個性・特色としている。

そこで本学はヒューマンケアを実践できる看護師・理学療法士・管理栄養士等を育成することを目的とし、本学は教育理念及び教育目標として掲げるとともに、その理念及び目標を教育課程（カリキュラム）に的確に反映させ、実践するため、各専門性を充分涵養できる授業科目を配備している。

1-1-④ 変化への対応

[社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか]

大学の使命・目的は社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて逐次見直していくべきものであるが、その歴史も浅く、未だ見直しを必要とする時期ないしは段階に至っていない。他方、今後、社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて、使命・目的及び教育目的の見直し等を行う際は、引き続き、意味・内容の具体性と明確性や簡潔な文章化に留意する。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの本学の使命・目的及び教育目的にかかる意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化、個性・特色の明示、変化への対応は問題ないが、引き続き必要に応じて、社会の変化に対応をしていく方針である。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2 の評価の視点》

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

[使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか]

本学の使命・目的及び教育目的は、東都大学の設置母体である「学校法人青淵学園寄附行為」第3条で、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、健康で幸せな生活をより多くの国民が享受できる長寿社会を目指して、医療の現場で働く技術、志ともに優れた人材を育成することを目的とする。」と定めている。

また、「1-1-② 簡潔な文章化」に示した通り東都大学学則第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療に関する幅広い専門知識と技術を教授研究するとともに、人間性・倫理性・協調性を備えた人材を育成し、地域の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。

「東都医療大学設置認可申請書」の作成に当たっては、理事予定者である学長（理事長兼務）及び副学長（事務局長兼務）が中心となり、学科長予定者等からなる設立準備委員会を設置して、その設立構想をとりまとめた。

その設立構想の作成過程において、前述の大学の使命・目的及び教育目的がとりまとめられた。このことから、大学の使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画し、十分に理解と支持が得られているといえる。

教職員については、学内の要所、大学案内、募集要項、シラバス、学生便覧等の印刷物、大学ホームページをはじめ、入学式、学位記授与式、オープン・キャンパス、学園祭、FD活動、公開講座等のあらゆる機会を通じて、本学の使命・目的及び教育目的を周知しており、支持されている。

1-2-② 学内外への周知

[使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか]

本学の使命・目的及び教育目的の学内外への周知は、学内の要所、大学案内、募集要項、シラバス、学生便覧等の印刷物、ホームページをはじめ、入学式、学位記授与式、オープン・キャンパス、学園祭、FD活動、公開講座等によって行っている。

特に学生に対しては、学生便覧の冒頭に記載するとともに、入学時のオリエンテーションをはじめ、あらゆる機会を通じてその周知を図っている。また、学内の要所、すなわち、学生ホール、学生食堂、会議室、図書館などにも掲示し、周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

[使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させているか]

本学園は、2015年度に当該年度から2019年度までの計画完成目標を項目別に設定した「東都医療大学中期計画（以下「旧中期計画」という。）」を策定した。

しかしながらこの計画は、2018年4月に設置された幕張ヒューマンケア学部及び管理栄養学部の2学部を対象とせずヒューマンケア学部1学部のみを前提とした計画であったため、実態と齟齬が生じるようになった。

また、私立学校法が改正され（2020年4月施行）、中長期計画の内容及び期間について「教学、人事、施設、財務等に関する事項について、単年度ではなく中長期（原則として5年以上）視点で明確にすべきである。」「抽象的な目標に留まらず、データやエビデンスに基づく計画とすることが望ましい」とされた（大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改善検討小委員会）ことから、主に財務や新規の学部学科等の設置計画を中心に旧中期計画を改定した新しい中期計画（以下「新中期計画」という。）を策定し、2019年3月に、運営協議会等の法人・学内での議論を経て、理事会にて承認された。

この新中期計画は、これまでの中長期計画同様に、本学の使命・目的及び教育目的を反映させ、策定したものである。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

[使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させているか]

本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（以下「3つのポリシー」という。）は、学内での議論を経て、使命・目的及び教育目的に基づいて策定している。

具体的には、ヒューマンケア学部看護学科については、従前からの3つの方針を2014年度に設置準備室と学長・理事長との不定期的な議論を経て一体的に再整理・策定した（2016年度に改正し、2017年度入学生より適用している）。

2018年度以降開学した学部学科についても3つのポリシーは、それぞれの設置準備室を中心に検討を重ねて策定し、文部科学大臣の認可等を受けている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

[使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されているか]

本学では、看護師、保健師、助産師、管理栄養士、理学療法士の養成を行っているが、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、「ヒューマンケア学部」に入学定員100人とする「看護学科」を、「幕張ヒューマンケア学部」に入学定員120人とする「看護学科」と入学定員80人とする「理学療法学科」を、「管理栄養学部」に入学定員80人とする「管理栄養学科」を設置するとともに、「研究センター」、「付属図書館」等を設置するなど、教員組織と事務組織の連携のもと、必要な教育研究組織を整備している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

役員、教職員の理解と支持については、引き続き、役員には理事会・評議員会等を通じ、また教職員にはFD研修会・SD活動や会議室・事務室における教育理念や教育目標などの掲示等を通じ、一層の理解と支持が得られるよう、今後とも努力していく。在学生へも、引き続き、入学式やオリエンテーションのほか、通常の教育課程（講義・実験・実習等）や学生生活の中においても、その使命・目的及び教育目的について、その周知徹底を図っていく。

学内外への周知については、引き続き、東都大学ホームページや、募集要項・大学案内等の印刷物のほか、オープン・キャンパス等のイベント等を通じて大学の情報を広く公開し、適切かつ正確な情報提供に努めていく。

中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映については、すでに実施しているところではあるが、必要に応じて見直していくとともに、計画の進捗状況についてもチェックしていきたい。

次年度に新学科が誕生することを機に、既設のヒューマンケア学部看護学科、幕張ヒューマンケア学部看護学科・理学療法学科、管理栄養学部管理栄養学科の間での教育資源の共有、学部・学科をまたいだ共同研究を推進する。それにより、教育力の更なる向上を達成し、学生教育に還元する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

《2-1 の評価の視点》

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1-①、2-1-②を満たしている。

2-1-③については、幕張ヒューマンケア学部理学療法学科・臨床工学科、管理栄養学部管理栄養学科及び沼津ヒューマンケア学部看護学科の学生受入れ人数が収容定員を割込んでおり、適切な学生受入れ数の維持を目指し改善に努める。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

[教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか]

本学のアドミッション・ポリシーは、本学の教育目的を踏まえ、以下のとおりである。

アドミッション・ポリシー

【ヒューマンケア学部、幕張ヒューマンケア学部及び沼津ヒューマンケア学部（2021年4月以降）各看護学科】

本学の理念及び教育目標に基づき、看護学を学ぶ上での基礎的学力を有し、また、次の資質を備えている学生の入学を求め、総合的に判断し、選抜する。

- ・生命あるものすべてを大切に思う心を持ち、人間の尊厳を理解できる人
- ・将来、看護師等として保健・医療・福祉の分野で貢献する意思のある人
- ・自分の果たす役割に責任感を持つとともに、周囲と協調できる人
- ・看護に関する高い関心を持ち、入学後も主体的に学ぶ意欲がある人

【幕張ヒューマンケア学部理学療法学科の教育目標】

本学の理念及び教育目標に基づき、理学療法学を学ぶ上での基礎的学力を有し、また、次の資質を備えている学生の入学を求め、総合的に判断し、選抜する。

学力：高等学校などで十分な教育を受け、幅広い基礎学力を持っている

関心：身体運動・身体の構造や機能に興味がある人

意欲：新しい事柄に興味をもち、知識を習得する意欲がある人

行動：物事を論理立てて考え説明でき、責任感を持って誠実に行動できる人

人間関係：人とのかかわりに関心があり、他者への慈しみの心を持っている人

コミュニケーション：協調性をもち、主体性をもって他者との意見交換ができる人

【幕張ヒューマンケア学部臨床工学科の教育目標】（2021年4月以降）

本学の理念及び教育目標に基づき、臨床工学を学ぶ上での基礎的学力を有し、また、次の資質を備えている学生の入学を求め、総合的に判断し、選抜する。

学力：高等学校などで十分な教育を受け、幅広い基礎学力を持っている人

関心：身体の機能・疾病さらには医療機器による治療に関する人

意欲：新しい事柄に興味をもち、知識を習得する意欲がある人

行動：物事を論理立てて考え説明でき、責任感を持って誠実に行動できる人

人間関係：人とのかかわりに関心があり、他者への慈しみの心を持っている人

コミュニケーション：協調性をもち、主体性をもって他者との意見交換ができる人

【管理栄養学部管理栄養学科の教育目標】

本学の理念及び教育目標に基づき、栄養学を学ぶまでの基礎的学力を有し、また、次の資質を備えている学生の入学を求め、総合的に判断し、選抜する。

- ・生命あるものすべてを大切に思う心を持ち、人間の尊厳を理解できる人
- ・将来、管理栄養士等として保健・医療・福祉の分野で貢献する意思のある人
- ・自分の果たす役割に責任感を持つとともに、周囲と協調できる人
- ・栄養に関する高い関心を持ち、入学後も主体的に学ぶ意欲がある人

このアドミッション・ポリシーは、東都大学ホームページで公開するとともに、東都大学学生募集要項・Web出願利用ガイドに掲載しており、本学入学を希望する受験生やその保護者、高等学校等の進路指導担当教諭等多くの人々に周知している。

また、オープン・キャンパスや進路説明会などにおいても、教育理念・目標に併せて説明を行い、アドミッション・ポリシーを周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

[アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか]

本学では、学則において、入学の資格を定めている。

東都大学学則（抄）

（入学の資格）

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程により12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者

- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 その他、本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

本学の入学者選抜等は、毎年度、入学試験委員会が審議し、その結果を教授会に報告し、教授会は学長が決定を行うに当たり意見を述べることとなっている。

2021 年度の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、以下の 5 つの選抜方式で実施した。

(ア) 総合型選抜、(イ) 学校推薦型選抜、(ウ) 一般選抜、(エ) 大学入学共通テスト利用選抜及び(オ) 社会人特別選抜の 5 つである。また、選抜方式によっては、2 期から 7 期に分けて入学者選抜を実施した。

このように選抜方式（学力評価尺度）の多様化と受験機会の複数化を保証することにより、多様で高い資質を持った学生の確保に努めている。

以下、上記の選抜方式に従って、2021 年度選抜について説明する。なお、本報告書の体裁に従い、学生募集要項等で和暦の箇所は西暦に改めている。

(ア) 総合型選抜

○ 出願資格

- ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）若しくは中等教育学校（後期課程含む）を 2020 年 3 月に卒業した者及び 2021 年 3 月卒業見込みの者
- ② 高等専門学校第 3 学年を 2020 年 3 月に修了した者及び 2021 年 3 月修了見込みの者
- ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等又は相当の課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を 2020 年 4 月から 2021 年 3 月までに修了又は修了見込みの者
- ④ 高等学校卒業認定試験規則による 2019 年度に実施された又は、2020 年度に実施された（する）高等学校卒業程度認定試験の合格者（見込み者）
- ⑤ 外国において学校教育における 12 年の課程（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程）を 2021 年 3 月までに修了又は修了見込みの者
※文部科学大臣が高等学校相当として指定した外国の学校教育における 11 年以上の課程並びに日本国内の外国人学校、若しくは国際的な評価団体の認定を受けた国内外のインターナショナルスクール等の 12 年の課程を 2021 年 3 月までに修了又は修了見込みの者を含む
- ⑥ 外国において、学校教育における 12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格し、2021 年 4 月 1 日現在、満 18 歳以上に達する者（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程を 2021 年 3 月までに修了又は修了見込みの者）
- ⑦ 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベルを保有する者

○ 出願要件

本学での勉学を強く志望し、合格した場合には必ず入学すること（入学辞退不可）を確約できる者（専願）

○ 選抜方法

出願書類（志願理由書、調査書）の内容、文章読解力考查（多肢選択方式）及び面接の結果を総合して合格者を決定する。

(イ) 学校推薦型選抜

○ 出願資格

- ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）若しくは中等教育学校（後期課程含む）を2020年3月に卒業した者及び2021年3月卒業見込みの者
- ② 高等専門学校第3学年を2020年3月に修了した者及び2021年3月修了見込みの者
- ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等又は相当の課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を2020年4月から2021年3月までに修了又は修了見込みの者

○ 推薦要件

本学での勉学を強く志望し、合格した場合には必ず入学すること（入学辞退不可）を確約できる者（専願）で、全体の学習成績の状況が下記の値以上の者（なお、指定校制における学校全体の評定平均値については高等学校毎に個別に定めている）。

「ヒューマンケア学部 看護学科」・「幕張ヒューマンケア学部 看護学科」・「沼津ヒューマンケア学部 看護学科」：3.2以上の者

「幕張ヒューマンケア学部 理学療法学科・臨床工学科」・「管理栄養学部 管理栄養学科」：3.0以上の者

○ 選抜方法

出願書類（推薦書、調査書）の内容、文章読解力考查（多肢選択方式）及び面接の結果を総合して合格者を決定する。

(ウ) 一般選抜

○ 出願資格

- ① 高等学校（特別支援学校を含む）若しくは中等教育学校（後期課程含む）を卒業した者及び2021年3月卒業見込みの者
- ② 高等専門学校第3学年を修了した者及び2021年3月修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2021年3月31日までにこれに該当する見込みの者

○ 選抜方法

出願書類（調査書）の内容、学力試験及び面接（管理栄養学部管理栄養学科は課さない。調査書を数値化し、加点する）の結果を総合して合格者を決定する。

(エ) 大学入学共通テスト利用選抜 ※沼津ヒューマンケア学部看護学科は実施せず

○ 出願資格

令和3（2021）年度大学入学者選抜大学入学共通テストを受験し、令和3（2021）年度大学入学者選抜大学入学共通テストの出題教科・科目のうち、本学が指定した志願者に解答させる教科・科目の条件を満たす者で、かつ下記の①～③のいずれかを満たす者

- ① 高等学校（特別支援学校を含む）若しくは中等教育学校（後期課程含む）を卒業した者及び2021年3月卒業見込みの者
- ② 高等専門学校第3学年を修了した者及び2021年3月修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2021年3月31日までにこれに該当する見込みの者

○ 選抜方法

大学入学共通テストで受験した本学指定の教科・科目で選考する。本学独自の試験は課さない。

(オ) 社会人特別選抜

○ 出願資格

2021年4月1日現在、満23歳以上に達する者で、かつ下記の①～③のいずれかを満たす者

- ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）若しくは中等教育学校（後期課程含む）を卒業した者
- ② 高等専門学校第3学年を修了した者
- ③ 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

○ 出願要件

本学での勉学を強く志望し、合格した場合には必ず入学すること（入学辞退不可）を確約できる者（専願）

○ 選抜方法

出願書類（調査書）の内容、文章読解力考查（多肢選択方式）及び面接の結果を総合して合格者を決定する。

各選抜方式における合否判定については、入学試験委員会で選抜方法毎に定められた選抜結果（合否判定）の資料に基づき、総合的に評価して、合否判定の原案を作成している。その後、当該合否判定資料に基づき教授会において審議検討して合否を決定している。

なお、本学では、当該年度の入学者選抜を実施するため、本学の教員等のうちから学長が委嘱する入試専門委員を置き、選抜問題作成をはじめ、査読、答案採点、面接等を大学が自ら行っている。

以上のように本学では、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行なっている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

[教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか]

本学のヒューマンケア学部看護学科入学定員は 100 名、収容定員は 400 名である。

幕張ヒューマンケア学部看護学科入学定員は 120 名、完成年度の収容定員は 480 名である。

幕張ヒューマンケア学部理学療法学科入学定員は 80 名、完成年度の収容定員は 320 名である。

幕張ヒューマンケア学部臨床工学科（2021 年 4 月以降）^{*1} 入学定員は 40 名、完成年度の収容定員は 160 名である。

管理栄養学部管理栄養学科入学定員は 80 名、完成年度の収容定員は 320 名である。

沼津ヒューマンケア学部看護学科（2021 年 4 月以降）^{*2} 入学定員は 100 名、収容定員は 400 名である。

入学・収容定員（人）

学部	学科	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員
ヒューマンケア	看護	4 年	100	0	400
幕張ヒューマンケア	看護	4 年	120	0	480
	理学療法	4 年	80	0	320
	臨床工学 ^{*1}	4 年	40	0	160
管理栄養	管理栄養	4 年	80	0	320
沼津ヒューマンケア	看護 ^{*2}	4 年	100	0	400

入学者数の推移（人）

学部	学科	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
ヒューマンケア	看護	106	114	112	105	115	111	95	126	121
幕張ヒューマンケア	看護	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	理学療法	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨床工学*1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理栄養	管理栄養	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沼津ヒューマンケア	看護*2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計		106	114	112	105	115	111	95	126	121

学部	学科	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ヒューマンケア	看護	115	116	106	107
幕張ヒューマンケア	看護	117	160	136	125
	理学療法	-	43	77	68
	臨床工学*1	-	-	-	8
管理栄養	管理栄養	26	44	50	39
沼津ヒューマンケア	看護*2	-	-	-	88
総計		258	363	369	435

学生数（2021年5月1日現在）

学部	学科	学年	定員 (人)	在籍 (人)	充足率
ヒューマン ケア	看護	1年次	100	107	1.07
		2年次	100	100	1.00
		3年次	100	100	1.00
		4年次	100	123	1.23
		学科計	400	430	1.08
	学部計		400	430	1.08
幕張ヒュー マンケア	看護	1年次	120	125	1.04
		2年次	120	128	1.07
		3年次	120	150	1.25
		4年次	120	98	0.82
		学科計	480	501	1.04
	理学療法	1年次	80	68	0.85
		2年次	80	67	0.84
		3年次	80	39	0.49
		学科計	240	174	0.73
	臨床工学	1年次	40	8	0.20
		学科計	40	8	0.20
	学部計		760	683	0.90
管理栄養	管理栄養	1年次	80	39	0.49
		2年次	80	50	0.63
		3年次	80	41	0.51
		4年次	80	22	0.28
		学科計	320	152	0.48
	学部計		320	152	0.48
沼津ヒュー マンケア	看護	1年次	100	88	0.88
		学科計	100	88	0.88
	学部計		100	88	0.88
総計			1,580	1,353	0.86

ヒューマンケア学部看護学科は収容定員充足率 1.08、幕張ヒューマンケア学部看護学科は収容定員充足率 1.04 であり、両学科とも在籍学生を適切に確保している。

しかし、幕張ヒューマンケア学部理学療法学科は収容定員充足率 0.73・同臨床工学科は定員充足率 0.20、管理栄養学部管理栄養学科は収容定員充足率 0.48、沼津ヒューマンケア学部看護学科は収容定員充足率 0.88 であり、定員未充足の状態にある（2021年5月1日現在）。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

幕張ヒューマンケア学部理学療法学科・臨床工学科、管理栄養学部管理栄養学科及び沼津ヒューマンケア学部看護学科の本年度入学者受入れ数が入学定員を下回った最大の要因は、18歳人口の減少、並びに新型コロナウイルス感染症流行による高等学校等への入試情報周知の遅れと徹底不足、及び大学入学者選抜のスケジュール等の混乱にある。

このことは開設3年目となる幕張ヒューマンケア学部理学療法学科、完成年度となる管理栄養学部管理栄養学科のいずれも、昨年度まで入学者受入れ数が漸増していたにもかかわらず、本年度に再び減少していることから明らかである。また、新設の幕張ヒューマンケア学部臨床工学科及び沼津ヒューマンケア学部看護学科も、設置認可日程の全国的な遅れから学生募集の開始がずれ込み、他学科と同一の日程で入学者選抜を実施することができなかった。今後は新型コロナウイルス感染症流行の収束と、新設学科も既存学科と同様の入学者選抜を行うことで、改善が期待される。

しかし、新型コロナウイルス感染症の発生以前も収容定員充足率の改善が見られたものの充足までは至っていなかったことから、進学希望者への学科の周知が引き続き不十分だったことも否定できない。今後も適切な在籍学生の確保を行うため、各キャンパスの近隣県をはじめとした高等学校や受験生への広報活動を引き続き強化し、各学科の開設と実践・臨床に力を入れたディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラムの特色について、一層の周知に努めることとする。

具体的にはすべてのステークホルダーに認知され、本学進学に至るために、高校訪問、進学相談会という本学の特色を直接伝える活動及びプレスリリースを活用したマスメディアによる広報活動、大学ウェブサイトの充実に取り組んでいく。

また、2015年度より過去の入試問題の公開を行っているが、志願者に対してより一層の便宜を図っていきたい。

2-2. 学修支援

《2-2 の評価の視点》

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

[教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか]

以下に、教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制の適切な整備・運営について説明する。

本学の学修体系は、学生が大学での学修を遂行していく上で基本的な生活習慣の確立を図りつつ、自己の学習課題や問題意識を持って、主体的かつ積極的に新たな学問を認められるよう、実践できるものとしている。また、卒業後には、自らが希望するそれぞれの専門分野の職業人として活躍することが期待されていることから、本学の教育は職業人の養成のための必須の教育を実践し、濃密かつ高度な教育課程方針の下に、教育課程が編成されている。

(ア) チューター教員及び事務局職員による学修支援

本学では、学生の学修等全般について指導助言・支援するため、2009 年度から、チューター制度を設けている。授業科目の履修など様々な事項について相談に応じ、学生が将来の目標に向かって努力していくことを支援している。チューターたる各専任教員は、事務局職員と協働して、1 年次から 4 年次までの学生を、年度による差異はあるものの教員 1 人当たり約 9 から 21 名担当している。

(イ) 授業計画（シラバス）の充実

授業計画（シラバス）については、2009 年度開学時より事務局職員と協働で、教務委員会を中心に毎年度その内容の充実を図ってきたが、2015 年度からは学生が理解しやすいように内容の充実及び書式の統一を図った。各科目に「電子メール」、「オフィスアワー」、「キーワード」、「到達目標」、「授業の概要」、「回数毎の学習内容・授業形式・学習方法・担当教員」、「テキスト」、「参考書」、「受講要件」、「成績評価」及び「担当教員からのメッセージ」等を掲載している。

(ウ) 新入生ガイダンスの実施

新入生ガイダンスでは、図書館・コンピューター演習室などの学修支援施設、大学の授業の仕組み・履修登録などの学修に関わる基本事項など、学修に必要となる情報を提供している。

また、このガイダンス時にチューターとなる教員を発表すると同時に、チューター教員とその指導等を受ける学生グループとのミーティングを実施し、チューター教員が学修上の相談窓口となることを学生に説明している。

(エ) 在学生ガイダンスの実施

在学生に対しては、教務委員会・学生委員会・実習委員会・国家試験対策委員会・ハラスメント防止委員会・事務局職員が協働して、各学年開始時及び後期冒頭にガイダンスを実施し、履修登録などについて説明している。また、在学生に対しても、そのガイダンス時にチューター教員とのミーティングを実施し、学修上の相談窓口となっている。

(オ) 臨地実習ガイダンスの実施

各臨地実習については、学年毎に実習委員会が中心となり、年度初めと後期授業開始時の2回のガイダンスを「実習要綱」及び「各実習手引き」を使い実施している。また、実習開始前には、実習科目別で更に実習施設ごとに詳細なガイダンスを行っている。

(カ) 成績不良者への学力向上への支援

定期試験等で成績不良と判断した学生に対し補習（補充）授業を実施している。またチューター及び教務委員会メンバーが面談し、学習方法等の啓発をしている。

(キ) 特待生制度の運用

2009年9月、学修を奨励する観点から、「東都医療大学特待生規程」を制定し、本学に1年以上在学した学生のうち、特に学業成績が優秀で品行方正な者を特待生（各学年入学定員の3%以内の数）として表彰している（授業料半額免除の特典有り）。

(ク) 新型コロナ予防対策としてのオンラインでの運営

2020年度からは、(ア)～(カ)の項目については、Teams、Zoomなどを用いたオンラインでの運用を行い、新入生及び在学生に対しては、タブレットの配付を行った。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

[障碍のある学生への配慮を行っているか]

障碍のある学生に対応し、例えば、施設のバリアフリー化をすでに実施している。具体的には、障碍者用トイレやスロープの整備をすでに行なっている。

[オフィスアワー制度を全学的に実施しているか]

オフィスアワー制度については、全学的に実施している。また、オフィスアワーは、授業計画（シラバス）に掲示する方法で、学生への周知徹底を図っている。

なお、専任教員は、臨地実習指導で学外に出ていることが多いので、掲示した曜日・時間以外にも随時学生に対応するなど弾力的かつ柔軟な対応により、学生の便宜を図っている。

[教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか]

テーチング・アシスタント（TA）については制度化されていないが、看護学科の臨地教育のより一層の充実を図るために、学内における演習科目において卒業後3年程度の臨床看護師である卒業生を招いている。リアルな状況設定を必要とする臨床技術を中心とした演習授業で教員の教育活動を補助する形で参加している。

また、専任・兼任助手が教員の教育活動の支援を行っている。具体的には、学内演習時のグループ指導支援、臨地実習時の指導支援（実習担当の責任者として配置した専任教員の下）及び講義時間外の学生の自己練習等に対する指導支援等を行っている。

[中途退学、休学及び留年への対応策を行っているか]

中途退学者、休学者及び留年者への対応策については、必ず届出の前に、チューター教員、教務委員会委員長又は学科長のいずれか、及び事務局教務課が協働して、学生及びその保護者との個別面談を行い、状況の確認及びその後の進路予定の確認を行うなど適切な対応を行っている。

休学者については復学に当たっての学習・履修計画を、留年者については継続的な学習のための計画をチューター教員が指導している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

授業計画書（シラバス）については、2015年度から更なる充実を図り、各科目に「電子メール」、「オフィスアワー」、「キーワード」、「到達目標」、「授業の概要」、「回数毎の学習内容・授業形式・学習方法・担当教員」、「テキスト」、「参考書」、「受講要件」、「成績評価」、「担当教員からのメッセージ」を掲載しているが、この教育等への効果について、授業評価として客観的に示し、改善すべき点があれば、今後の改善につなげていきたい。

オフィスアワーについては、専任・兼任教員とも、授業計画（シラバス）に「オフィスアワー」及び「電子メール」を掲載しているが、今後、必要に応じ、学生への便宜を更に向上させる方策について検討していきたい。

チューター教員による学修支援については、その相談・指導助言の内容が学生自身にとどまらず、保護者等にも及ぶ事案が生じてきており、個々のチューター教員では解決が困難なこともある。そのような事案に対しては、当該学年のチューター長教員や学生委員会委員長・教務委員会委員長・学科長も情報共有し、対応を図っている。今後も大学全体の問題として、教職員協働により、これまで以上に組織的に対応していきたい。

2-3. キャリア支援

《2-3 の評価の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

[インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか]

本学はヒューマンケアを基盤とする特色ある教育課程（カリキュラム）を編成しており、4 年間の学修で、ヒューマンケア学部では社会の動向に即応した看護師・保健師・助産師の養成、管理栄養学部では管理栄養士を養成することを目指し、幕張ヒューマンケア学部では、看護師・保健師・理学療法士を養成することを目指している。これは実質的にキャリア教育の一部ともいえ、その支援体制を整備している。

学生も卒業後、看護職等として就職することを前提としており、1 年次から 4 年次まで教育課程内外の実質的なキャリア教育を受講している。

教育課程内の授業科目の多くがキャリア教育に繋がっているが、中でも臨地実習は、直接実習施設の職員と接し、指導を受けることによって、専門職としての社会的・職業的自立に深く関わっている。2020 年度はヒューマンケア学部看護学科、幕張ヒューマンケア学部看護学科・理学療法学科では、新型コロナウィルス感染症の拡大防止により、臨地での実習が困難な状況となり、直接実習施設の職員から指導を受ける機会が減少した。これに対し、実習施設の協力を得て、実習先とオンラインで繋ぐといった工夫をすることで、将来のキャリアをイメージできる実習を運営した。管理栄養学部管理栄養学科では、第 1 期生が初めての病院実習に臨んだ。一部オンライン対応はあったものの多くは現場での体験を積むことができた。

また、専門職として就職するために必須である国家試験合格のため、広義のキャリア教育として、本学では特別の支援体制を整備している。具体的には、国家試験対策委員会の下に、模擬試験の実施とその結果に基づく本学教職員による指導、本学専任教員による特別講座、外部講師による講座の企画等を行った。

なお、2020 年度のヒューマンケア学部看護学科における看護師・保健師・助産師の国家試験合格状況は、次のとおり良好なものであった。

2020年度 看護師等国家試験の結果（ヒューマンケア学部看護学科）

			出願者(人)	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
保健師	新卒	合計	19	19	18	94.7
		全国	7,913	7,834	7,387	94.3
		本学	19	19	18	94.7
	既卒	全国	7,308	7,281	7,094	97.4
		本学	0	0	0	—
		全国	605	553	293	53.0
助産師	新卒	合計	8	8	8	100.0
		全国	2,125	2,108	2,100	99.6
		本学	8	8	8	100.0
	既卒	全国	2,113	2,097	2,091	99.7
		本学	0	0	0	—
		全国	12	11	9	81.8
看護師	新卒	合計	106	106	101	95.3
		全国	66,778	66,124	59,769	90.4
		本学	99	99	95	96.0
	既卒	全国	59,936	59,593	56,868	95.4
		本学	7	7	6	85.7
		全国	6,842	6,531	2,901	44.4

[就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか]

本学ではキャリア支援センターを設置し、キャリアガイダンス等を企画運営するなど、学生に対し就職や進学指導などを行い、将来の進路選択、社会的・職業的自立を支援・指導している。キャリア支援センターは、専任教員より各キャンパス1名のセンター長及び各学科若干名の担当教員を選任し、専任職員の課長1名及び事務担当各キャンパス1名を置いて運営に当たっている。また、深谷キャンパスでは、キャリア支援センターを常に開放し、求人情報の閲覧やパソコンでの検索など学生が自由に活用できるよう資料や機材を整備し、学生のキャリア育成に供している。幕張キャンパスでは、事務局前にキャリア支援のための求人情報等のコーナーを設け、学生が自由に活用できるよう資料を整備し、学生のキャリア育成に供している。

コロナ禍の折、ヒューマンケア学部看護学科、開学3年目にあたる幕張ヒューマンケア学部看護学科においては、3年生を対象に外部講師を招いて履歴書、エントリーシートの書き方、就職活動におけるマナーについてのセミナーをMicrosoft Teamsを活用しオンラインで実施した。また、実習先の病院を招いて病院説明会についてもオンラインで実施した。幕張ヒューマンケア学科では、キャリア支援センターで作成した「就職活動の進め方」の資料をもとに、Microsoft Teamsを活用しオンラインで講義を実施した。

ヒューマンケア学部看護学科4年生については、チューターとキャリア支援センターの教員が個別に履歴書、エントリーシートの添削、模擬面接をEメールやMicrosoft Teamsを活用して実施し、就職指導を行った。

さらに、学生が作成提出する内定報告書を学内のポータルサイトにアップロードし、作成した報告書を提出できるようにした。このようにして蓄積したデータを在校生及び教職員が共有できることにより、病院の就職試験情報を事前に入手し、試験対策を実施することができている。

この結果、採用の内定状況を把握するために隨時行っている進路調査によると、3月の卒業前には就職希望者99名中99名全員の就職が内定した。この他、卒業生に就業状況や職業満足度を聴取している「卒業生アンケート」の内容を検討し、送付状にQRコードを記載し、回収率を高める工夫を行った。その結果を教授会、教務委員会、学生委員会等を通じて全教職員に周知した。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

就職や進学に関する相談・支援体制については、ヒューマンケア学部看護学科の実績として、キャリアセンターに担当教職員を配置し、チューター教員や他の教職員の協力も得ながら適切に運営してきている。幕張ヒューマンケア学部では、2020年度にキャリア支援センターが設置され、チューター教員や他の教職員の協力も得ながら適切に運営してきている。

2020年度は、深谷キャンパスと幕張キャンパスのキャリア支援センターが本格的に稼働し、幕張ヒューマンケア学部看護学科、管理栄養学部管理栄養学科の在籍者が就職活動を行う上で十分な情報を整理し提供できるように準備を行った。

今後も引き続き卒業生アンケートの回収率を上げる努力をし、その分析結果をフィードバックし、卒業生に対する支援も含め、より充実したキャリア支援体制を整えていき

たい。

2-4. 学生サービス

『2-4 の評価の視点』

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

[学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能しているか]

学生の学修及び生活全般について指導助言・支援するため、本学では、2009 年度から、チューター制度を設けるなど学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させている。

チューター制度は、本学の専任教員が学生の指導助言等を行う仕組みとなっている。各専任教員は学年担当制としており、教員 1 人当たり、約 11～20 名程度を担当している。

チューター教員の指導助言等の内容については、具体的には、①学習相談に関するここと、②学生生活に関するここと、③進路・就職に関するここと、④心身の健康に関するここと、⑤国家試験に関するここと等、学生生活の全般にわたっている。

チューター教員は、学生にとって最も身近で、かつ最初の相談窓口として機能しており、平日の勤務時間内はもとより、平日の勤務時間外又は土日にも対応しなければならないことがある。なお、このような状況から、チューター教員に対する精神的、経済的な負担が過重になりがちであるため、2013 年度には、その職務上の負担に対する手当（チューター手当）を創設した。

学生から持ち込まれる事案について、チューター教員自身が問題解決を図るにあたって、専門的な知識や能力を必要とする場合には、学科長や学生委員長、さらに学年毎のチューター長などの助言とともに、学内カウンセラーへの相談を助言する。また、学内において指導・相談しづらい事例等が発生した場合には、学外の提携機関を無料で受診できる仕組みを用意している。

新入生の大学生活への円滑な移行を支援するため、教務委員会・学生委員会・実習委員会・図書館運営委員会・国家試験対策委員会・ハラスメント防止委員会と事務局が中心となって新入生ガイダンスを実施している。新入生ガイダンスでは、学生生活全般、また、健康管理(健康診断・予防接種を含む)、生活安全などに関わる諸事項など、学生生活に必要となる情報を提供している。在学生に対しては、同様に前述の各委員会と事務局が協働して各学年開始及び後期冒頭にガイダンスを実施し、学生生活などについて説明している。さらにチューター教員とのミーティングを実施し、学生生活上の相談窓口なっている。

[奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか]

本学では、経済的な理由により修学が困難な学生に対する奨学金として、本学の学生のみを対象とした独自の奨学金（学校法人青淵学園奨学金）を提供している。

また、対象学生に限定のない奨学金（日本学生支援機構奨学金、埼玉県看護師等育英奨学金など）のほか、周辺地域の医療機関や地方公共団体及び民間育英奨学団体の奨学金などもあり、事務職員2名（兼任）を配置するなど、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

なお、2020年4月からの、主に低所得者世帯を対象とした、授業料等減免・給付型奨学金などによる高等教育の無償化の実施に向け、情報収集や必要な準備を進めている（無償化の対象となるには大学に一定の適格要件が必要となる）。

各種奨学金の貸与状況（件）

	学校法人青淵学園奨学金*	10周年記念特別奨学金	日本学生支援機構			埼玉県看護師等育英奨学金	千葉県保健師等修学資金貸付制度
			1種	2種	給付		
2009年度	8	-	9	34	-	1	-
2010年度	18	-	15	70	-	1	-
2011年度	19	-	29	105	-	1	-
2012年度	26	-	40	150	-	1	-
2013年度	25	-	43	159	-	1	-
2014年度	20	-	53	152	-	1	-
2015年度	20	-	46	128	-	1	-
2016年度	26	-	51	122	-	3	-
2017年度	35	-	52	135	1	2	-
2018年度	54	3	95	167	5	4	15
2019年度	77	5	118	198	8	1	36
2020年度	91	-	170	296	112	1	48

*2013年度以前は「大坪会奨学金」

〔学生の課外活動への支援を適切に行っているか〕

本学における学生の団体活動（サークル活動）は、大学の教育活動の一環として位置づけており、学生の自由な選択と主体的・自主的な判断により参加している。団体への参加により、団体活動の中での相互の人間関係やリーダーシップ等を学んでいくことができ、豊かな人間性を培うことができるものと考える。大学がこのようなサークルの活動に対して、活動できる機会と場所を提供するなどの支援を行うことは極めて有意義であるといえる。

本学としては、学生のサークル活動等が円滑に実施されるとともに、サークル活動の把握のために必要な登録手続を定めるほか、本学の教員の中から顧問を定めるように指導している。また、活動に当たって2017年度から継続して保護者会からも財政支援を受け、学生のサークル活動等の活発化を支援している。

加えて、学園祭の開催に当たっても、財政的なサポートのみならず、企画運営の円

滑化及び学生の意向に沿った内容となるよう、安全面も含め、支援している。

以上の通り、本学では学生の課外活動への支援を適切に行っている。

[学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか]

本学では、学生生活中に経験する精神的な不安や悩みについての相談に応じるため、学生相談室というプライバシーに配慮した特別な施設（部屋）を用意し、相談担当者（専任教員）を置いている。その相談に当たっては、必要に応じ友人や家族の同伴も認めており、その相談内容には厳重な守秘義務を課し、気軽に相談できるシステムとなっている。学生相談員の他に、ハラスメント相談員を複数名配置し、相談を受けている。また、化粧室には困ったときの相談窓口として学生相談員の氏名を記したカードを配置している。

また、学生が学内では相談しにくい場合には、提携の機関を無料で利用することができる仕組みを構築している。

保健室（医務室）には、応急処置に必要な医薬品等を常備している。

このほか、学校医・産業医を各 2 名置いているほか、緊急の傷病の発生に対応できるよう、近隣の開業医との間で、連携を密接に保っている。

本年度は「コロナ禍における学生生活の状況調査」を実施し、学生の現状と要望の把握に努め、対応した。

以上の通り、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービス、厚生補導のための組織、学生の課外活動への支援、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などについては、学部及びキャンパスの拡大に合わせて、適切に管理・運営していきたい。

奨学金など学生に対する経済的な支援については、2020 年 4 月からの、主に低所得者世帯を対象とした、授業料等減免・給付型奨学金などによる高等教育の無償化の執行を着実に進めたい。

2-5. 学修環境の整備

《2-5 の評価の視点》

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

[教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか]

校地については、収容定員が 1520 人の本学の場合には、大学設置基準上、15,200 m² の校地を要するところ 2020 年 5 月 1 日現在、本学の校地面積（運動場を含む。）は 30,958.39 m² であり、大学設置基準を満たしている。

運動場については、大学設置基準で「教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。」とされており、深谷キャンパスでは、本館から徒歩 10 分程度離れた場所に深谷市の土地を使用貸借して、幕張キャンパスでは、土地所有者である医療法人社団全仁会との間で、本学部が開設された 2018 年 4 月 1 日より 30 年間の無償貸借契約を締結し、テニスコート 5 面の敷地（2,734.09 m²）を運動場として確保している。

校舎についても、大学設置基準上、16,957 m² のところ、本学の校舎面積は 30,415.98 m² であり、大学設置基準を満たしている。

体育施設については体育館を、深谷キャンパスについては、2012 年 10 月から、深谷市が所有する隣接地（1,599.99 m²・深谷市より有料賃貸）に、幕張キャンパスについては、土地所有者である医療法人社団全仁会との間で、本学部が開設された 2018 年 4 月 1 日より 30 年間の無償貸借契約を締結し、体育館棟（地上 2 階建、延床面積 1,213.94 m²）を建設し自己所有としている（2018 年 5 月竣工）。これら体育館では、体育の授業や学生の課外活動、学校行事（入学式・学位記授与式（卒業式）・ガイダンス）等を実施している。

情報サービス施設については、コンピューター演習室を各キャンパスに整備している。

以上の通り、本学は施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。

校地・校舎面積

棟 別		校地面積	設置基準上必要な 校地面積	校舎面積	設置基準上必要な 校舎面積
深谷キャンパス	1号館	5,618.05 m ²	—	14,960.23 m ²	—
	2号館	6,377.67 m ²		—	
	研究棟	648.00 m ²		—	
	体育館	1,599.99 m ²		—	
	運動場	2,746.70 m ²		—	
幕張キャンパス	1号館	9,192.99 m ²	—	9,915.61 m ²	—
	体育館棟	691.44 m ²		606.97 m ²	
	2号館	1,349.46 m ²		4,933.17 m ²	
	運動場	2,734.09 m ²		—	
大学全体		30,958.39 m ²	15,200.00 m ²	30,415.98 m ²	16,957.00 m ²

運動場・体育館

キャンパス		面 積	施設概要
深谷キャンパス	運動場	2,746.70 m ²	深谷キャンパスより徒歩 10 分
	体育館	782.08 m ²	授業やサークル、催事等で使用
幕張キャンパス	運動場	2,734.09 m ²	幕張キャンパス敷地内、テニスコート 5 面
	体育館	606.97 m ²	バスケットコート 1 面、バレーボールコート 2 面、バドミントンコート 2 面
大学全体		6,869.84 m ²	—

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか】

【深谷キャンパス 1号館・研究棟】

4階建ての校舎（延床面積 7,372.34 m²）に、講義室、看護実習室、演習室等が置かれている。講義室は大講義室 3 室、中講義室 1 室、小講義室（兼演習室を含む）6 室であり、そのほか 4 階建ての校舎及び 3 階建ての研究棟には理事長室、学長室、副学長室、保健室及び事務室がある。

分野別の実習室は 3 室、教授及び准教授の個別研究室が 21 室、講師、助教及び助手の研究室が 8 室、図書館、コンピューター演習室各 1 室、キャリアセンター室 1 室、学生自習室 1 室、食堂 1 力所がある。

なお、研究室の面積は 9 m²～13 m²であり、教授及び准教授は個室、講師及び助教・助手は二人部屋で使用している。

【深谷キャンパス 2号館】

深谷キャンパス 1 号館に隣接する深谷市の建物を、校舎として改修し、使用貸借している。（延床面積 7,587.89 m²）

主な施設としては、講義室 7 室、実験室 3 室、実習室 5 室、メディアプラザ 2 室、キャリアセンター、教職課程センター等がある。教員の研究室としては、12 室を用意

し、そのうち 6 室はセミナー室を併設し、卒業研究等で活用予定である。また、300 人程度収容可能な大講堂もあり、学内行事をはじめ地域の講演会の開催などで利用されている。

その他にも、学生の福利厚生として、学生控室や自習室を完備し、自家用車通学にも対応出来るよう 70 台程度の学生駐車場も確保している。

また、設備も各専門領域の実験・実習に併せて改修を行い、必要な教育用の機器・備品も学生数に対して不足無く最新のものを導入している。メディアプラザにはそれぞれ 70 台と 20 台ずつの PC を用意し、それぞれに管理栄養士に必要な栄養計算ソフト等も導入し、学生がいつでも利用可能な環境となっている。（授業時間を除く）

【幕張キャンパス 1 号館】

千葉県千葉市美浜区ひび野 1 丁目 1 番地のビルの東館及び新棟を自己所有し、本館の一部（約 61%）を持ち分とすることにより、幕張ヒューマンケア学部の校舎及び寄宿舎としている。

自己所有する譲渡建物は、地上 5 階、延床面積 8,093.38 m² の鉄筋コンクリート造である。また、持ち分方式の対象となる建物は地上 19 階、地下 1 階、延床面積 31,248.90 m² の鉄骨鉄筋コンクリート造であり、そのうち一部を所有者である医療法人社団全仁会から無償貸借し教室等として使用していたが、2020 年 10 月に、それまで使用していた部分と併せて新学科設置や寄宿舎の拡充のため、約 61% にあたる 19,026.43 m²（共有部含む）を持ち分とし、校舎及び寄宿舎としている。

施設、設備の内容は次のとおりであるが、各室とも学生数に対応した機器・設備を備え、本学部の教育課程が円滑に実施できる環境を整備し、教室等の利用計画における教育研究上無理のない配置となっている。

ア) 施設

①東館（講義室 13 室・図書館・セミナー室 7 室・学生自習室 1 室・寄宿舎 107 室・非常勤講師控室、教員研究室 23 室、新造作棟の講義室 2 室、体育館等）

②本館（事務室・学生専用更衣室・食堂・実習室 3 室・メディアプラザ 2 室・教員研究室 42 室・その他講義室、役員室、会議室、保健室、寄宿舎等）

イ) 設備

①講義室・セミナー室

講義室は 120 名が収容できる大講義室を 4 室、70 名が収容できる中講義室を 1 室、40 名収容できる小講義室を 11 室整備し、大中の講義室にはプロジェクターや AV システムの充実も図っている。

各講義室、セミナー室の机と椅子は可動式とし、様々な形態の授業に活用できるようにしている。

②実習室

実習室 A（基礎・成人）（542.50 m²）にはベッド 30 台、洗髪台、給湯給水設備、CPS ユニット等の設備、臨床看護技術を学ぶための各種シミュレーターや医療器具等の機器・備品を設けている。実習室 B（リプロダクティブヘルス・小児）（213.94 m²）には小児・新生児用ベッド、保育器や沐浴層を設けており、妊娠・分娩・産褥期にある女性や新生児・小児のケアを学ぶための設備・備品を設置している。実習室 C（高齢

者・在宅・精神・公衆衛生) (202.82 m²) には、人々の暮らしや特性を考慮しながら健康維持を学ぶため、実習室内に一般的な家屋の室内(風呂・トイレ・キッチン・畳など)を想定した場所及び介護用モデルなどを設けている。

③情報処理室

情報処理室は40名が収容できるメディアプラザA、70名が収容できるメディアプラザBを整備し、情報処理等の授業だけではなく学生がレポート作成や自習に使用できるよう対応している。

④専任教員研究室

専任教員研究室については、65室と専任教員数を上回る研究室を用意しており、学生に対する教育や研究指導、及び教員自らの研究を行うにあたって十分な広さと設備を整備している。

【幕張キャンパス2号館】

幕張キャンパス1号館から350mにある幕張テクノガーデンE棟(千葉県千葉市美浜区中瀬1-3、地上4階、延床面積4,933.17 m²の鉄筋コンクリート造)を自己所有することとし、理学療法学科の主たる校舎としている。

施設、設備の内容は次のとおりであるが、こちらも学生数に対応した機器・設備を備え、本学部の教育課程が円滑に実施できる環境を整備し、教室等の利用計画における教育研究上無理のない配置となっている。

①管理部門

事務室をはじめ、会議室や応接室、保健センター、非常勤講師室などを備える。また、専任教員の研究室は上記の1号館に個室を配置した為、利便性も考慮し、2号館に滞在する際の教員控室や共同研究室も整備した。

イ) 設備

①講義室

講義室は300名が収容できる大講義室を1室、80~100名が収容できる中講義室を3室、40名収容できる小講義室を3室整備し、大中の講義室にはプロジェクターやAVシステムの充実も図っている。

②実習室・演習室

各フロアに理学療法学科専用の実習および演習室を各種整備している。1階にはADL室、水治療室、2階には評価実習室、運動学実習室兼動作解析室、基礎医学実習室、運動療法室、3階には装具加工室を準備し、それぞれの部屋にシミュレーターや医療機器、分析装置など教育に必要な設備を設けている。

③その他

各種実習・演習室がある2号館に学生更衣室を設けるとともに、2号館に滞在する際の学生控室や、自習室(PC10台設置)、ラウンジ等も整備して学生の利便性を図っている。

[適切な規模の図書館を有しておりますか。かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。]

[開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか]

図書館は教育研究の重要な場であるとともに、学生の学習機会の提供及び学習支援

の施設でもあるため、図書及び学術雑誌、視聴覚資料等を充実してきた。

具体的には、東都大学附属図書館の専門書を含めた蔵書数は、設立当初は 9,795 冊（2009 年 5 月 1 日）だったが、毎年専門分野別にも配慮しながら、2021 年 3 月 31 日では 56,388 冊（うち、洋書 2,974 冊）の蔵書となっている。

【深谷キャンパス】

ヒューマンケア学部及び管理栄養学部の定員の約 16% の閲覧席を有する図書館を設置している。蔵書検索については本学の学生・教職員が目的の蔵書にいつでもどこでも簡単に検索できるよう WebOPAC システムを導入している。また、幕張キャンパスとの連携も図り、キャンパス間での図書検索を可能にする事により学生、教職員の利用に支障のない図書館運営を行っている。

具体的には、2021 年 3 月 31 日時点で、合計 36,395 冊を蔵書として整備している。学術雑誌は国内誌 71 誌、国外誌 13 誌の合計 84 誌を、電子ジャーナル及び検索データベースは、国内 4 種、国外 1 種の合計 5 種を整備している。視聴覚資料は授業の予習復習に効果的であるだけでなく、看護学・管理栄養学において技術の修得においても不可欠であり、1,122 点の視聴覚資料を購入し整備している。今後も年次計画的に図書館の教育研究環境の充実を図っていく。

【幕張キャンパス】

幕張ヒューマンケア学部の定員の約 10% の閲覧席を有する図書館を設置している。蔵書検索については本学の学生・教職員が目的の蔵書にいつでもどこでも簡単に検索できるよう WebOPAC システムを導入している。また、深谷キャンパスとの連携も図り、キャンパス間での図書検索を可能にする事により学生、教職員の利用に支障のない図書館運営を行っている。

具体的には、2021 年 3 月 31 日時点で、合計約 19,993 冊を幕張ヒューマンケア学部の図書館の蔵書として整備している。学術雑誌は国内誌 48 誌、国外誌 21 誌（うち 12 誌が電子ジャーナル）の合計 69 誌を整備している。視聴覚資料は授業の予習復習に効果的であるだけでなく、看護学・理学療法学において技術の修得においても不可欠であり、333 点の視聴覚資料を購入し整備している。また、2021 年 1 月に電子図書館 Maruzen eBook Library を導入し、教員・学生の活用利便性を高めている。今後も年次計画的に図書館の教育研究環境の充実を図っていく。

[教育目的の達成のため、コンピュータなどの IT 施設を適切に整備しているか]

【深谷キャンパス】

コンピューター等の IT 施設については、コンピューター演習室に収容定員 720 名に対して 124 台の PC を設置し、学生に開放するなど適切に整備している。

【幕張キャンパス】

情報処理室は 40 名が収容できるメディアプラザ A、70 名が収容できるメディアプラザ B を整備し、情報処理等の授業だけではなく学生がレポート作成や自習に使用できるよう対応している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

[施設・設備の利便性(バリアフリーなど)に配慮しているか]

本学では開学時から施設・設備の利便性に配慮した整備と運営・管理を行っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

[授業を行う学生数(クラスサイズなど)は教育効果を十分上げられるような人数となっているか]

本学は、授業を行うクラスサイズ及び実験・実習時の教員数などは、適切に設定している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学部及びキャンパスの拡大に合わせて、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理、実習施設、図書館等の有効活用、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性、授業を行う学生数の適切な管理などを、運営会議及び運営協議会で適切に管理・運営していきたい。

2-6. 学生の意見・要望への対応

《2-6 の評価の視点》

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させているか]

学生の立場から、良好な教育環境の提供や充実した学生支援サービスの満足度や要望等を把握するため、2014年度より「学生満足度アンケート調査」を実施し、その結果を公表している。また、学生からの意見・要望などをくみ上げるシステムとして、2009年度の開学以来、「意見箱」を設置している。

「学生満足度アンケート調査」や「意見箱」に寄せられた意見などについては、丁寧に事実関係を確認し、改善の必要性があると判断した場合は改善すべく、特に「意見箱」については、要望に沿えない場合もその理由を丁寧に説明したものを書面にて掲示し、理解を得るよう努力している。

また、本年度は「コロナ禍における学生生活の状況調査」を実施し、学生の現状と要望の把握に努めた。

以上の通り、学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の改善に反映している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか]

学生の心身に関する健康相談については、チューター制度や学生相談室、並びに外部委託しているカウンセリングルームにて対応しているが、その相談内容は学生のプライバシー保護を考慮した上で、把握している。

経済的支援についてはチューターや奨学金などの相談係が学生からの相談や要望に応じている。これらの内容は学生委員会を中心とした組織において検討し、学生生活が改善されるよう努力している。

以上の通り、学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを整備し、学生生活の改善に反映している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか]

学生の立場から、良好な教育環境の提供や充実した学生支援サービスの満足度や要望などを把握するため、2014年度より「学生満足度アンケート調査」を実施し、その結果を公表している。また、学生からの意見・要望などをくみ上げるシステムとして、2009年度の開学以来、「意見箱」を設置している。

「学生満足度アンケート調査」や「意見箱」に寄せられた意見などについては、丁寧に事実関係を確認し、改善の必要性があると判断した場合は改善すべく、特に「意見箱」については、要望に沿えない場合もその理由を丁寧に説明したものを書面にて掲示し、理解を得るよう努力している。

特に2020年度は、新型コロナ感染症の蔓延により、遠隔授業を中心に教育を実施することになったが、学生の不利益にならない教育方法の工夫、設備の改善に努力した。

以上の通り、施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学生満足度アンケート調査」や「意見箱」などによる学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、不断の工夫・開発を図り、より充実した改善・向上体制を整えていきたい。

これまでの国家試験の合格率及び就職状況の結果によって、直ちに教育目的の達成状況について評価することは難しいが、教育目的の達成状況に係る重要な判断要素の一つとして、一定の評価を得ることが可能と判断できる。

e-ラーニングの充実、デジタル教育等ICT教育の導入を加速し、教育の質的・量的向上を進めていく。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

『3-1 の評価の視点』

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

[教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか]

本学のディプロマ・ポリシーは、本学の教育目的を踏まえ、以下のとおりである。

ディプロマ・ポリシー

【ヒューマンケア学部看護学科及び幕張ヒューマンケア学部看護学科】

以下の能力を身につけた学生を輩出する。

1. 看護専門職としての倫理観を身につけ、生命および人を尊重する姿勢：

- ・専門職として守るべき規範・原理・規則を身につけている
- ・人間の生命を尊び、基本的権利を守る姿勢を持っている
- ・倫理的な判断に基づいて行動できる

2. ヒューマンケアの理念に基づき、保健・医療・福祉チームの一員として貢献できる能力：

- ・ヒューマンケアの意味と価値を理解している
- ・看護の対象となる人々の健康維持・増進のために必要な専門知識・技能を主体的・継続的に学習できる
- ・保健・医療・福祉の分野における看護の役割と機能を認識し、看護専門職としての力を発揮できる基礎的能力を有している

3. 看護および看護にかかる広い領域の問題に対する探究心を持ち、この領域の発展に寄与できる能力：

- ・医療・看護の現象を科学的に探求する基礎的能力を有している
- ・根拠に基づいた、より質の高い看護実践を行うため、専門分野の応用を考えることができる
- ・自らの問題を見出し、筋道を立てて解決できる

【幕張ヒューマンケア学部理学療法学科】

理学療法学科では養成する人材の目的と学習目標を踏まえて、教育活動の成果として、

卒業時の到達目標を設定する。

1. 社会の規範やルールに従って行動し、社会の一員として責任ある行動ができる。
2. 習得した人体の器官別の形態や機能および主要な疾患の成因・病態・診断・治療を理解し、健康や疾病、障害に関する観察力を持つ。
3. 習得した理学療法の知識・技術をもとに、身体の機能や障害、疾病的状態を総合的に評価・説明できる。
4. 習得した理学療法の知識・技術をもとに、健康や障害に応じた理学療法を実施できる。
5. チーム医療の中で理学療法士と他職種の地位と役割を正確に理解し、そのチームのファシリテーター的な役割を積極的にはたすことができる。
6. 理学療法学の学問体系や内容を理解し、よく内観し、最新の知識や技術を常に学び続ける知的好奇心や向学心を持ち続け探求する。

【管理栄養学部管理栄養学科】

1. 管理栄養士として必要な実践能力と使命感、および人々の尊厳と人権を擁護しうる高い倫理観を有する人材。
 - ・常に管理栄養士として必要な知識、技術、態度およびそれらを表現することができる。
 - ・倫理的な判断に基づいて行動することができる。
2. チーム医療や地域の健康づくりの担い手として貢献できる能力を有する人材
 - ・チーム医療における役割を認識し、疾病者の病態や栄養状況の特徴に基づいた適正な栄養管理を行うことができる。
 - ・地域や職域などにおける保健・医療・福祉・介護などの現場で、適切な栄養関連サービスを総合的にマネジメントすることができる。
3. 栄養、および栄養にかかわる広い領域の問題に対する探究心を持ち、この領域の発展に寄与できる能力を有する人材
 - ・栄養にかかわる現象を探求することができる。
 - ・広い視野を持ち、専門職として常に自ら学ぶことができる。

このディプロマ・ポリシーは、東都大学ホームページで公開するとともに、東都大学学生募集要項・Web出願利用ガイドに掲載しており、本学入学を希望する受験生やその保護者、高等学校等の進路指導担当教諭等多くの人に周知している。

また、オープン・キャンパスや進路説明会などにおいても、教育理念・目標に併せて説明を行い、ディプロマ・ポリシーを周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

[ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか]

本学ではディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、「東都大学学則及び履修規程」に則り、以下の通り厳格に運用している。

(ア) 単位認定

単位認定については、学則第 24 条に「学生が授業科目を履修した場合には成績の評価を行い、合格者に対して単位を与える」と規定しており、また成績評価については、学則第 24 条第 3 項及び履修規程第 13 条第 3 項に「S (100 点～90 点以上) 、 A (90 点未満～80 点以上) 、 B (80 点未満～70 点以上) 、 C (70 点未満～60 点以上) 、 F (60 点未満～0 点) の 5 段階で行い、S～C を合格として単位を認定する」と規定している。

本学では、各学期の授業を 15 回の授業と 1 回の試験で行っている（履修規程第 4 条）。また、履修規程第 10 条第 3 号（管理栄養学部管理栄養学科のみ履修規程第 11 条第 3 号）において「特別の理由なしに、出席時間数が総授業時間数の 3 分の 2 に達しない者」は定期試験の受験資格を認めないと定めており、単位認定のためにより厳正さを求めている。ただし、定期試験（管理栄養学部管理栄養学科履修規程第 10 条、他学部他学科については履修規程第 9 条）については、一定の条件のもと、追試験（管理栄養学部管理栄養学科履修規程第 13 条、他学部他学科については履修規程第 12 条）及び再試験（管理栄養学部管理栄養学科履修規程第 14 条、他学部他学科については履修規程第 13 条）を認めており、学生が再挑戦できるように配慮している。

入学前の既修得単位の認定については、20 単位を上限としている。

(イ) 進級

進級については、必修科目の単位を修得できない場合も次の年次に進むが、不合格となった必修科目を再履修する必要がある。また、各実習科目については、履修規程第 8 条において「実習科目を履修するためには、別に定めるところにより実習科目履修に必要とする科目の全単位を修得してなければならない」と規定している。

(ウ) 卒業認定

卒業認定については、学則第 26 条にて「本学に 4 年以上在学し、124 単位（必修科目を含む。）の単位を修得した者には、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する」としている。また、教授会は、学長が卒業に関する事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとしている（学則第 32 条第 4 項）。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、引き続き十分な周知を担保していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

《3-2 の評価の視点》

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

[教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか]

ヒューマンケア学部看護学科についてのカリキュラム・ポリシーは、「東都医療大学設置認可申請書」の「エ. 教育課程の編成の考え方及び特色」において定め、これを基に2014 年度に再整理した教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)を設定した。また、2017 年度にこれを改正し、当該年度の入学生より適用している。

幕張ヒューマンケア学部理学療法学科・管理栄養学部管理栄養学科については設置認可申請書、幕張ヒューマンケア学部看護学科については設置届出書において、カリキュラム・ポリシーを設定した。

いずれのカリキュラム・ポリシーも本学の教育目的を踏まえ、授業計画（シラバス）等に明示し、周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

[カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されているか]

本学は、三つのポリシーを、一貫性を前提に、一括・一体となって、認可・届出申請時に策定している。また、本学は学部各学科で個別のポリシーを策定しているが、これは大学の使命・目的及び教育目的と整合性を持たせている。

したがって、本学のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

[カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか]

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに即し、「基礎科目群」、「専門基礎科目群」、そして「専門科目群」から構成され、このうち学生の進路に合わせて、ヒューマンケア学部看護学科では「保健師助産師専門科目群」、幕張ヒューマンケア学部看護学科では「保健師専門科目群」、管理栄養学部管理栄養学科では「栄養教諭教職科目」が提供され、これらは学生が体系的に履修できるよう編成の工夫がなされている。また保健師・助産師課程は統合カリキュラムとし、学生の効率的な学修を支援している。

なお、本学ではこれらを学生が体系的に 履修できるようにオリエンテーション等を

通して履修指導を徹底している。

[シラバスを適切に整備しているか]

授業計画（シラバス）については、2009年度開学時より事務局職員とで協働して、教務委員会を中心に毎年度その内容の充実を図ってきたが、2015年度からは学生が理解しやすいように内容及び書式の統一を図った。各科目に「電子メール」、「オフィスアワー」、「キーワード」、「到達目標」、「授業の概要」、「回数毎の学習内容・授業形式・学習方法・担当教員」、「テキスト」、「参考書」、「受講要件」、「成績評価」及び「担当教員からのメッセージ」等を掲載している。

[履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか]

単位制度の実質を保つための工夫としては、「東都大学学則」及び「東都大学履修規程」において、履修登録単位数の上限、すなわちキャップ制（幕張ヒューマンケア学部理学療法学科は年間45単位、それ以外の学部学科は年間49単位）を導入し、年間の学習計画に無理・負担を生じないようにする等、工夫を行っている。

このことは、学生便覧及び授業計画（シラバス）において学生に対して明示するとともに、各学年の履修単位が明確となった年度末と授業を開始する4月に実施しているガイドanceにおいて説明し、徹底を図っている。

3-2-④ 教養教育の実施

[教養教育を適切に実施しているか]

本学では、2014年度に、教養教育の充実を図るため、教務委員会の下に、専門部会として教養教育部会を設置した。

教養教育部会は、教養教育のあり方に関する事項、教養教育に係る教育課程に関する事項、専門基礎分野及び専門分野との調整に関する事項、教務委員会内の他の専門部会との調整に関する事項などを審議している。

さらに、2018年度には、全学的な委員会として、教養教育委員会を設置し、教養教育について、学部間での情報の共有や連携を図っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

[アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか]

授業内容の工夫については、病院や福祉施設・行政機関等、第一線で活躍している専門職をゲストスピーカーとして招聘し、現場の生の声を最新情報として提供し学生の学習意欲、職業意識を高める機会としている。

授業方法の工夫については学生の主体性・コミュニケーション能力を高め・育てるために、インストラクショナルデザインを取り入れたワークショップ・グループワークなどを導入している。また、専門性のより高い科目についてはオムニバス授業を積極的に取り入れている。

[教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか]

解りやすい授業の展開を目標に、教授会の下にF D委員会が設置されている。本委員会は学生の授業評価に関する事項及び教授方法・教育開発に関する事項等を進めるものである。これにより、教授方法の改善を進め・展開する努力を行っている。

また、学生の授業評価アンケートを取り、教員がそれを参考に授業改善に取り組むことやシラバスの充実により、解りやすい授業の展開に努めている。2014年度よりアンケート結果を基準として、優れた教育方法を実践し、教育上の高い評価を受けた教員又は教員グループを表彰する規定を設けている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーの策定と周知、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成、環境保全、人権、安全への配慮、教養教育の実施、教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、これまでも適切に行って来たが、これからも不断の努力を継続したい。

3-3. 学修成果の点検・評価

《3-3 の視点》

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

[学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、学修成果を点検・評価しているか]

本学では、授業評価アンケート、学生満足度アンケート、卒業生アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価している。

本学は開学当初の 2009 年度前期から、各科目の最終回授業において、学生からの講義の「授業評価アンケート（授業評価項目・自己評価項目・自由記述項目による構成）」を実施している。また、授業の学修効果を上げるために学生の学修状況の正確な把握が不可欠との見地から、その事前学習及び事後学習に費やす時間（定量的な時間）を質問項目に加えている。

また、学生の立場からみて、本学が提供する教育、学生支援及び学生サービス等の全般にわたり、その満足度や要望等を把握することを目的として、「学生満足度アンケート」を実施している。

卒業生に対しても「卒業生への手紙及びアンケート」を実施し、その結果を教授会、教務委員会、学生委員会等を通じて全教職員に周知している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

[学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか]

2020 年度は遠隔授業導入に伴いリモートワークソフト（Microsoft Teams）を使用した。

授業評価は、アンケート作成ツール（Microsoft Forms）で作成した授業評価を、最終講義終了後に事務局から受講学生に配信し、学生が回答を送信する形態で実施した。回答は自動的に表計算ソフトに入力されるなど、集計作業が簡素化され、担当教員への結果の返却が早くなった。集計結果はレーダーチャートで示され、自由記述とともに担当教員に送られ、速やかに学修指導を振り返ることができた。また前期・後期別に全科目平均のレーダーチャートも送られるため、担当教員は全科目内での自分の位置づけを知ることもでき、学修指導の改善に結び付けることができた。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

講義の授業評価および自由記述は教授会に報告し、さらに図書館で保管し、教職員および学生の閲覧に供している。この際の自由記述については、授業担当教員からの回答を得てその回答書を作成するなど、教育内容・方法および学習指導の改善にフィードバックしている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立については、IR 専門部会を設定して GPA 等の様々な教育評価のデータベースを作成し、その結果を基に教育方針・教育環境の具体的な改善を図る。さらに、その運用については、各学部の教務委員会を中心に実施と評価のサイクルを速めることに努める。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、各学科の FD 委員会を中心に、必要に応じ、検討していきたい。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

『4-1 の評価の視点』

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

〔学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか〕

「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」ために、副学長を置くことができる旨が「学校法人青淵学園組織規程」において規定されており、2020 年度においては 3 名の副学長を置いている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

〔使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築しているか〕

2020 年 1 月 22 日付で取りまとめられた中央教育審議会大学分科会の「教学マネジメント指針」によれば、教学マネジメントとは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義され、大学自らが率先して質保証に取り組むことが重要としている。また、本指針では指針の構造として、①「三つのポリシー」を通じた教育目標の具体化、②授業科目・教育課程の編成・実施、③学修成果・教育成果の把握・可視化、④教学マネジメントを支える基盤、⑤情報公開という 5 つの考えが示されている。

本学では①については、学科長を中心に副学長、学部長、教務委員長、事務局が見直しを担っており、②及び③については教務委員会を中心に、各学科の担当教員及び事務局教務課が担当している。④については 2009 年 4 月、教授会の下に、「FD・自己点検評価委員会」を設置し、2014 年 10 月からは、当該委員会は分離独立し、それぞれ「FD 委員会」及び「自己点検・評価委員会」となった。FD については FD 委員会が担当し、教学 IR についても 2021 年度より組織的に取り組むこととなった。

また、⑤については、広報委員会、事務局入試広報課を中心に主に HP を用いて外部への情報発信を行っている。

上記のとおり、本学では役割分担を明確にし、本学の教育目標を達成するための体制を構築している。

〔大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか〕

2015 年度の学校教育法等の一部の改正に伴い、学長が適切にリーダーシップを発揮し、

全学的なマネジメントを行うため、法人及び大学の委員会等組織の再編により、各種委員会規定を改正して、2015年4月1日から施行した。

このうち、教授会については、学長が、学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること、学位の授与に関すること、このほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて決定を行うに当たり意見を述べるものとするなど、大学の意思決定の権限と責任が明確化している。

[副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか]

「学校法人青淵学園組織規程」において、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としており、本学では、2020年度においては3名の副学長を置いている。この3名は、法人・財務、自己点検評価・研究、教務・学生支援をそれぞれ担当している。

[教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか]

教授会は、学校教育法、「学校法人青淵学園組織規程」、「東都大学学則」の規定に基づき置かれており、教授会の運営に必要な事項については、「東都大学教授会規程」に定められている。同規程によれば、教授会は学長、副学長及び教授で構成し、原則として月1回の定例教授会と学長が必要と認めた場合（例えば、入学試験の合否判定等）に随時、臨時教授会を開催している。

教授会については、「教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」としている。

教授会の開催回数については、毎月1回以上開催（臨時教授会も含む）している。

[教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか]

2015年度の学校教育法の改正に伴い、「学校法人青淵学園組織規程」の第11条を「学長は、公務をつかさどり、所属職員を統督する。」と改正した。さらに同規程の第18条を「教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」とし、同条第2項を「教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と改正し、2015年4月1日施行している。教授会の議題は、あらかじめ学長・教授に配布されており、学長は対象となる各事項について周知している。

[大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか]

法人は、「学校法人青淵学園寄附行為」に基づき、法人の最高意思決定機関として理事

会を設置し、「学校法人青淵学園理事会規程」に基づき年3回以上理事会を開催し、また、学校法人の運営に関する諮問機関として評議員会を設置し、「学校法人青淵学園評議員会規程」に基づき評議員会を年3回以上開催している。

また、法人は、法人の使命・目的を達成するため、各会計年度の事業計画及び予算を編成し、評議員会にあらかじめ意見を求める上で、理事会で決定している。会計年度終了後には、実績報告及び決算について理事会で承認・決定し、評議員会に当該事業及び決算について報告してきている。

法人では、法人の使命・目的に沿って意思決定及び業務執行をするために、「学校法人青淵学園組織規程」を設け、学長については、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としている。

教授会については、「教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」としている。

教授会は、2020年度においては、毎月1回以上開催（臨時教授会も含む）した。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

[教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか]

教学マネジメントの遂行に必要な職員の配置については、「学校法人青淵学園事務組織分掌規程」第4条及び第5条において明記されている。

また、全学及び各学部に設置される教務委員会において、同規程に基づき、職員を委員として選出することとなっており、職員が教学マネジメントの遂行に携わる組織体制が整備されている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントの適正な運用には、将来構想検討委員会の検討を踏まえ、全学教務委員会等が具体的な改善策を策定して、教育環境の改善を図る。。

4-2. 教員の配置・職能開発等

《4-2 の評価の視点》

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
[大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか]

大学における専任教員については、大学設置基準別表第1の学部の種類及び規模に応じ定める数は、ヒューマンケア学部看護学科については12名（ただし、半数以上は原則として教授とする。以下同じ。）、幕張ヒューマンケア学部看護学科については15名、幕張ヒューマンケア学部理学療法学科については8名、管理栄養学部管理栄養学科については10名である。

また、別表第2の大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数は、15名である。

したがって、本学については、大学設置基準を充たすためには、専任教員60名以上（教授30名以上）で教員組織が構成されなければならない。

2020年5月1日現在、本学の専任教員は、全体で93名（内訳は、教授40名、准教授19名、講師22名、助教12名）であり、必要な専任教員を確保している。

教員組織の編成に当たっては、各学科ごとにその教員組織編成についての基本的な考え方（方針）を下記のとおり整理している。なお、可能な限り主要授業科目（必修科目）を専任の教授・准教授が担当すること、各専任教員の担当時間数に偏りがないようにすることなどに配慮するなど、専任教員を適切に配置している。

《ヒューマンケア学部看護学科の方針》

<基礎分野>

長寿社会の中で、看護の対象者（患者）が多様な社会経験を持つ人々であることから、人間性及び社会生活に対する多様で豊かな教養を下に看護学を学ぶことが必要である。科学的思考や論理的思考を教授するのに優れた研究者、教育的な経験の豊かな教員に加え、実生活における人間の心やコミュニケーション能力に卓越し、実社会での経験の豊富な企業経験者などを教員として配置することとしている。

<専門基礎分野>

看護師等が保健・医療・福祉の分野の人材との協働活動が必要不可欠となること、とりわけ看護を取り巻く医学等、生命の尊厳や基本的人権の尊重に関連した倫理などの知識や実践を適切に身につける必要性が高まっていることを重視して、医学系や心理学系の教員を中核的な教員として配置することとしている。

<専門分野>

豊かな人間性と高い専門性を身につけた実践的な看護師等を養成することを目的と

して、地域社会が求める看護ニーズの多様化、保健医療福祉制度の改変と複雑化等を踏まえて、「看護の基礎」、「ライフステージと看護」、「健康レベルと看護」、「社会生活と看護」及び「看護の統合と発展」の5区分を設け、教育目標を実現するための看護教育に取り組むこととしている。このため、各区分に十分な教育又は 研究業績を有する教員及び臨床経験の豊かな教員を配置することにより、本学の教育目標とする実践的な看護師等の養成が可能となるとともに、併せて、地域の保健・医療・福祉にも貢献することができることとなる。それぞれの看護領域における専門性や教員の特質等を配慮し、大学等高等教育機関での豊富な教育経験を持つ教員又は病院等の臨床現場等で十分な経験と実績を有する教員をそれぞれの授業科目（講義・演習・実習等）の特性に従って配置することとしている。

《幕張ヒューマンケア学部看護学科の方針》

幕張ヒューマンケア学部看護学科では、「ヒューマンケア力」「自己教育力」「科学的探求力」「看護実践力」「マネジメント力」「地域貢献力」「国際力」を備えた学生の養成を目指していることから、教員は、専門分野における十分な教育研究業績及び臨床経験を有する教員を配置する。特に、専門科目に関しては、各分野の有資格者による教育を念頭に、領域に偏りがないよう配置することとしている。

《幕張ヒューマンケア学部理学療法学科の方針》

ヒューマンケア学部の教育目標に掲げた「人々が健康に生きることを支援し、より健康な地域社会の発展に貢献すること」を重視し、これらの職務に携われるよう教員編成を行っている。さらに理学療法学科では「豊かな人間性の涵養」、「医療人としての確かな知識や技術を養成」、「医療人としての態度を修得した理学療法士を育成」、「教育・研究活動による社会貢献する」という教育目標に沿った教育課程の実現のために、専任教員には豊かな人間性と専門分野における十分な教育研究業績および、臨床経験を有する教員を配置することとしている。

- ・理学療法士としての臨床経験を有し、研究実績のある教員
 - ・理学療法教育と研究の充実を図るために博士、修士の学位を有する教員
 - ・大学や専門学校等での教育経験が豊富な教員
 - ・専門的な知識や技術を持ち、積極的に社会活動を行っている教員
- 以上の4点に留意し教員を配置することとしている。

《管理栄養学部管理栄養学科の方針》

管理栄養学部管理栄養学科は分野別では、管理栄養士学校指定規則に基づき、専門分野のうち「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」および「給食経営管理論」には管理栄養士を配置する。専門基礎分野については、管理栄養士教員、医師教員を配置する。「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」に関する科目は栄養学の基礎科目であり、各科目について十分な教育・研究経験を持つ専任教員が担当する。当該科目のうち、管理栄養士学校指定規則に定められている科目については、医師免許を持つ専任教員が担当する。「臨床栄養学」分野の科目については、病院での勤務経験を有する専任教員を配置し、学生により実践的な栄養指導法が身に付くよう配慮することとしている。

[教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか]

教員の採用、昇任等については、手続の透明性を確保しつつ、公正かつ厳正に運用するため、「学校法人青淵学園人事委員会規程」を制定し、理事長の下に人事委員会を設置し、一元的に推進している。

教員の採用については公募とし、その選考過程を人事委員会が専管して、その選考を実施する。

教員の昇任については、2009年度の本学の開学以来完成年度の2012年度の終了まで教員の昇任は行わないとの基本方針であったため、その間、教員の昇任は行わなかったが、2013年5月より昇任人事を実施している。また、2014年2月には「教員の昇任に関する選考基準」を制定した。2018年4月届出による幕張ヒューマンケア学部看護学科・新規申請による管理栄養学部管理栄養学科、2019年4月新規申請による幕張ヒューマンケア学部理学療法学科についても、原則教員の昇任人事は行っていない。

なお、2014年度より「教員組織検討会（2015年度より教員組織検討委員会に改組・強化）」を設置し、（1）望ましい教員組織及びこれをを目指した教員の採用計画、（2）大学院の設置等将来構想を踏まえた教員の育成及び採用計画、（3）各領域における教員の補充計画、（4）その他学長から諮問を受けた事項について検討している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

[FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか]

2009年4月、教授会の下に、「FD・自己点検評価委員会」を設置し、2014年10月からは、当該委員会は分離独立し、それぞれ「FD委員会」及び「自己点検・評価委員会」となった。

FD委員会が審議する事項は、「FD委員会規程」に基づき、(1)FD活動の企画及び運営に関する事項、(2)学生の授業評価に関する事項、(3)その他教授方法等教育開発に関する事項である。2019年度は、次の事業を実施した。

①公開授業

本学では授業公開を原則としており、日常的に実施している。

②FD講演（研修）会

深谷キャンパスでは、ヒューマンケア学部が高橋良幸文部科学省高等教育部医学教育課看護教育専門官を招いて「コロナ禍における倫理実習の状況と今後の課題」をテーマに、管理栄養学部が島留美子埼玉県教育局東部教育事務所員を招いて「若者たちへの支援の在り方～スクールソーシャルワーカーの視点から～」をテーマに研修を実施した。

幕張キャンパスでは、幕張ヒューマンケア学部が2020年度に筑波大学の人間心理学領域の教授に依頼し、「コロナ禍における学生の理解と心理的ケア」をテーマにオンラインにてFD研修を実施した。

③学生による授業評価

2019年度の授業評価の結果については、大学事務局において授業評価項目を集計し、FD委員会での審議の上、講義・演習等の授業担当教員には、その担当した講義に係る

授業評価の集計個表とアンケートのコピーを送付している（アンケートの原票は大学事務局で保存される）。

講義の授業評価及び自由記述は、教授会に報告し、さらに図書館に備えて教職員及び学生の閲覧に供している。この際、自由記述については、授業担当教員からの回答を得て、その回答書を作成するなど教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に必要な教員を確保し、配置できているが、今後とも、教育研究を継続できる体制の整備充実に向けて、一層の努力をしていきたい。

教員の資質・能力向上への取組みについては令和 3 年度に見直しを行い、医療系教育の広い視点で教員だけでなく職員を対象とした FD・SD(staff development)を行う。完成年度に達する学科が新設 2 学科を含めて全 6 学科中 4 学科になることを鑑み、さらなる補助金の申請・活用など教育充実のための FD を行う予定である。

教育研究組織については、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、引き続き、年齢構成の偏りの是正を図りつつ、教育研究の継続性を維持するとともに、教員の質の向上に一層の努力をしていく。教員の採用に当たっては公募を原則としているが、本学の使命・目的及び教育目的を理解し支持する、教育研究業績に優れた若手教員の確保に努める。将来的な教員組織の構築については、将来構想検討委員会が設置されている。

4-3. 職員の研修

『4-3 の評価の視点』

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

[職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか]

規模が小さく難しい面はあるものの、本法人・大学は、教員を含む職員の資質・能力向上は、行政機関や外部団体による研修に積極的に参加・活用している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き行政機関や外部団体による研修に積極的に参加・活用したい。

4-4. 研究支援

《4-4 の評価の視点》

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

[快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか]

教員の研究室は原則、講師以上は個室を提供するなど、研究環境はすでに整備されていると思料するが、必要に応じて、更なる充実に向けて適切に維持していく。

また、研究・紀要委員会の主催する科研費講習会は、今年度は新型コロナウイルス感染症対策を鑑み、7月17日から9月18日までオンライン配信形式で開催した。本学の文部科学省科学研究費申請数は令和元年には8件であったが、講習会内容の充実等申請支援を強化し、令和2年度には18件まで増加している。前述のように新型コロナウイルス感染症流行下でも受講に差し支えない実施形態とした結果、令和3年度も申請数が変わらず18件と、研究環境への悪影響を抑えることができている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

[研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか]

「東都大学研究倫理規程」を整備し、同規程に基づき倫理審査委員会が研究における倫理のあり方や科学的・倫理的妥当性に係る事項の審議及び審査している。

令和2年度は計25件の研究課題について倫理審査を実施し、うち23件を承認した。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

[研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか]

「東都大学研究費規程」、「東都大学公的研究費管理規程」及び「東都大学公的研究費使用内規」において、研究費の配分、管理、使用等に関する必要な事項を定めるほか、研究・紀要委員会及び倫理審査委員会を置き、それぞれの規程に基づいた研究支援を行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

文部科学省科学研究費をはじめ、研究活動の活性化に結びつく外部資金の導入の努力について、積極的に奨励していく。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

《5-1 の評価の視点》

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

[組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか]

東都大学の設置者である学校法人青淵学園は、「学校法人青淵学園寄附行為」第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、健康で幸せな生活をより多くの国民が享受できる長寿社会を目指して、医療の現場で働く技術、志とともに優れた人材を育成すること」を目的に掲げ、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守するとともに、「学校法人青淵学園組織規程」、「学校法人青淵学園事務組織分掌規程」等、法人の管理及び運営に関する基本的事項について規程を整備しているほか、「学校法人青淵学園公益通報者保護規程」を通じて法人の規律を維持している。

2014 年度においては、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」及び「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」に基づく「学校法人青淵学園組織規程」の一部改正、「学校法人会計基準の一部を改正する省令」に基づく「学校法人青淵学園会計規程」の一部改正及び「学校法人青淵学園会計規程施行細則」の一部改正について、理事会の決定を得て、2015 年 4 月 1 日に施行し、実態に即した規程の整備を行っている。

また、教職員等が安心して産学連携活動に取り組める環境を整備するために「学校法人青淵学園利益相反マネジメントポリシー」及び「学校法人青淵学園利益相反マネジメント規程」を制定し 2015 年 4 月 1 日施行とする規程の整備を行っている。

また、私立学校法の改正(2020 年 4 月施行)に伴い、2019 年 10 月には法令に沿った寄附行為の改正や役員報酬に関する基準の制定なども適切に行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

[使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか]

法人は、「学校法人青淵学園寄附行為」に基づき、法人の最高意思決定機関として理事会を設置し、「学校法人青淵学園理事会規程」に基づき理事会を開催し、また、学校法人の運営に関する諮問機関として評議員会を設置し、「学校法人青淵学園評議員会規程」に基づき評議員会を開催している。

法人は、法人の使命・目的を達成するため、各会計年度の事業計画及び予算を編成し、

評議員会の意見をあらかじめ求めた上で、理事会で決定している。会計年度終了後には、事業報告及び決算について理事会で承認・決定し、評議員会に当該事業及び決算について報告してきている。

このように、「学校法人青淵学園寄附行為」等に基づき、法人の業務を確実に遂行するとともに、法人の使命・目的の実現に向けての健全な財政運営を図っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

[環境や人権について配慮しているか]

環境保全については、「東都大学環境・安全衛生委員会規程」に基づき、環境・安全衛生委員会において審議・決定及び実施している。

省エネルギーの取り組みの具体的な施策として、深谷キャンパスにおいては、トイレの照明を人感センサー付に改修したり、教室等の使用に際して集中管理と個室での温度調整を併用した冷暖房の効率化を図っている。幕張キャンパスにおいては、常駐している施設管理業者と警備会社の協力のもと、未使用教室の節電や空調の節制、使用教室の空調温度調整を隨時実施するなど、効率的な運用を図っている。環境保全の具体的な施策としては、キャンパス内に常緑樹や落葉樹を計画的に植樹するとともに、定期的に剪定作業を行っている。また、ウッドデッキやベンチ等を適宜配置している。

新型コロナウイルス感染症に対しても、定期的に新型コロナウイルス対策本部および各支部にて対策会議を開催し、大学構内への出入口には検温機材を備えるなど、適切に蔓延防止策を実施している。

人権については、「東都大学ハラスメント防止規程」、「学校法人青淵学園個人情報の保護に関する規程」が制定されており、本法人の職員としての責任ある行動を促している。

[学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか]

特に、防火対策については、「学校法人青淵学園防火管理規程」を制定し、防火対策委員会において消防計画、防火に関する諸規程、消防用設備の整備改善及び防火思想の普及について審議することとしている。また、毎年実施している防火・防災訓練により、災害の予防並びに災害発生時の人命の安全及び物的被害の軽減を図るとともに、2013年1月に深谷市と締結した「災害時における学校法人青淵学園東都医療大学の支援協力に関する協定」や2014年11月の「深谷市と東都医療大学との連携協力に関する包括協定書」、2020年3月に千葉市と締結した「災害時等における施設の提供協力に関する協定書」に基づき地元自治体との連携を深めている。

防犯対策としては、各キャンパスにおいて教職員不在の場合における警備会社の警報システムを導入し、かつ、警備上必要な地点に防犯カメラを設置して、学内の安全と事故防止に適宜適切な対応をしている。また、新型コロナウイルス対策本部・同学部委員会を設置し、委員会を本部計4回・深谷キャンパス計6回開催し、学内での感染拡大防止に努めた。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学に係る規程・規則等は整備され、経営の規律上は問題なく、適切に管

理運営が行われている。また、今後、社会的要請にも適宜適切に対応していくなど、制度の運用に当たっては更なる整備充実について努力していく。

5-2. 理事会の機能

《5-2 の評価の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

[使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか]

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を強化するため、各理事の職務分掌を、総務担当・会計担当・教務担当・学生担当・図書担当とともに、学長理事を教務担当とすることが 2015 年 2 月 17 日の理事会で承認され、各理事がそれぞれの職務を分担することとなった。

理事会機能の補佐体制としては、「学校法人青淵学園理事会規程」第 3 条の規定に基づき、理事会の審議事項以外の軽微かつ日常的な事項を審議するため、法人運営会議を置くこととし、運営についての必要事項を「学校法人青淵学園運営会議規程」に定めている。

法人運営会議は上記運営会議規程に基づいて理事長、学長、常勤の理事等で構成され、原則として月 1 回開催し、法人の日常的な管理運営に係る事項や理事長が必要と認めた事項について審議し、方向性の確認や問題解決などを図っている。

以上のように、「学校法人青淵法人理事会規程」に基づき理事会の業務を詳細に定めるとともに、理事会の業務以外の業務については法人運営会議において処理するという役割分担を図っている。

[理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われているか]

法人には「学校法人青淵学園寄附行為」第 5 条第 1 項第 1 号に基づき、本法人の最高意思決定機関として、理事 5 人以上 7 人以内で構成される理事会が置かれている。

理事の選任は、「学校法人青淵学園寄附行為」第 6 条に基づいている。具体的には、①学長、②評議員のうちから評議員会において選任した者（2 人乃至 3 人）、③学識経験者のうち理事会において選任した者（2 人乃至 3 人）となっており、①及び②については、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとなっている。実際の選任もこれに基づき適切に運営されている。また、2019 年度には新たに外部理事を 2 名選任するなど、外部の意見を取り入れられる体制を整えた。

事業計画についても、適切に審議、承認されている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまで以上に、理事会の補佐機関としての役割を果たす法人運営会議がその機能を十分発揮できるよう努めていきたい。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

『5-3 の評価の視点』

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

[意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか]

法人に関する管理運営については理事会が、大学に関する管理運営については教授会及び各種委員会が、それぞれ、これを責任分担して運営に当たっている。このため、各部門間の円滑な意思の疎通が不可欠である。

そこで、2008 年度に、「学校法人青淵学園運営会議規程」を制定し、「法人の管理運営を適正かつ円滑に行うため、役員及び幹部職員が必要な情報を共有し、意見交換及び協議を行う」ことを目的として、法人運営会議を設置した。法人運営会議は、理事長、学長、常勤の理事、事務局長及び理事長が必要と認めた者で構成し、理事会の業務以外の法人の管理運営や理事長が必要と認めた事項について審議する組織とし、毎月 1 回開催している。

また、2014 年 2 月に「学校法人青淵学園運営協議会規程」を制定し、「法人と大学との相互の意思疎通並びに連携を図る」ことを目的として、法人運営協議会を設置した。法人運営協議会は、理事長、学長、学部長、学科長、法人事務局長、大学事務局長及び理事長が必要と認めた者で構成し、毎月 2 回以上開催している。これにより、法人と大学との間のコミュニケーションについて格段の改善が図られている。

〔理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか〕

理事長がリーダーシップを発揮できるよう、法人側に理事会、評議員会、法人運営会議、各種委員会を設置し、併せて、教学側に教授会とその下における各種委員会等を設置し、管理部門と教学部門の意思疎通と連携協力を図る法人運営協議会を設置することにより、法人と大学間及び教職員間の意思疎通、情報の共有化、意思決定の共通理解を図りながら、法人及び大学が一体となって、両者の運営を円滑に実施している。

〔教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか〕

毎月全教員を対象とした会議を学科単位で開催し、意思の疎通を図っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

[法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能して

いるか】

法人側に理事会、評議員会、法人運営会議、各種委員会を設置し、併せて、教学側に教授会とその下における各種委員会等を設置し、管理部門と教学部門の意思疎通と連携協力を図る法人運営協議会を設置することにより、法人と大学間及び教職員間の意思疎通、情報の共有化、意思決定の共通理解を図りながら、法人及び大学が一体となって、両者の運営を円滑に実施している。

【監事の選任は適切に行われているか】

法人には、「学校法人青淵学園寄附行為」第5条第1項第2号の規定に基づき、役員として、監事2名が置かれている。

監事は、同寄附行為第14条に定める監事の職務に従い、法人の業務や財産状況の監査及び法人の業務執行の状況等について理事会に出席して意見を述べ、また、毎会計年度終了後に監査を行い、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出することなどを主な職務としている。

「学校法人青淵学園寄附行為」第5条第1項の規定に基づき、監事の定数は2であり、その選任については同寄附行為第7条の規定により「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任」するとされ、適切に選考している。

【評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われているか】

「学校法人青淵学園寄附行為」第18条の規定により、法人に評議員会を置き、「11人以上15人以内」の評議員をもって構成している。

評議員の選任は、選任区分に従い、第1号評議員「本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者3人」、第2号評議員「本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者1人」、第3号評議員「学識経験者のうちから、理事会において選任した者7人以上11人以内」（同寄附行為第22条第1項）としている。各選任区分とも適正（総数でも理事総数よりも1名多く）に選任し、適切に運営をしている。また、評議員の任期は4年である（同寄附行為第23条第1項）。

理事長から評議員会への諮問事項は、「学校法人青淵学園寄附行為」第20条に列挙しており、また、評議員会は、「学校法人青淵学園評議員会規程」に基づき適切に諮問機関としての役割を果たしている。

（3）5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的の達成のため、理事長及び学長のリーダーシップのもと、法人側に理事会、評議員会、法人運営会議、各種委員会を設置し、併せて、教学側に教授会と各種委員会等を設置し、管理部門と教学部門の意思疎通と連携協力を図る法人運営協議会を設置することにより、法人と大学間及び教職員間の意思疎通、情報の共有化、意思決定の共通理解を図りながら、法人及び大学が一体となって、両者を円滑に実施していく

たい。

5-4. 財務基盤と収支

《5-4 の評価の視点》

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

[中長期的な計画に基づく財務運営を行っているか]

大学の将来計画に関する事項については、「学校法人青淵学園将来構想委員会規程」に基づき、理事長、学長、学科長、教授会が推薦する教員 2 名、事務局長及び学長が必要と認めた者で構成する将来構想委員会において審議することとしている。

また、法人の中期計画及び大学の教育研究に係る中期計画の策定に関する事項は、理事会の下に置かれる企画委員会において審議し、理事会で決定する仕組みとなっている。

本学園は、2015 年度に、ヒューマンケア学部のみを前提とした、2015 年度から 2019 年度までの計画完成目標を項目別に設定した「東都医療大学中期計画（以下「旧中期計画」という。）」策定し、2018 年 4 月には、幕張ヒューマンケア学部及び管理栄養学部の 2 学部が設置されたことに伴い、実態に即すための改訂を行った。

更に、私立学校法の改正（2020 年 4 月施行）を踏まえ、それまでの中期計画を改正したが、これは旧中期計画同様に、本学の使命・目的及び教育目的を反映させるために策定したものであるとともに、財務計画も記載したものであり、これに基づき運営を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

[安定した財務基盤を確立しているか]

法人の過去 5 年間の収支状況は、次表のとおりである。

（単位 千円）

科目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
事業活動収入計	801,500	2,800,458	1,092,578	2,803,544	2,142,657
基本金組入	△20,222	△2,043,758	△694,081	△546,936	△620,334
事業活動支出計	858,257	994,371	1,610,676	1,924,774	2,237,113
当年度収支差額	△77,080	△237,671	△1,212,179	331,843	△714,790
基本金組入前当年度収支差額	△56,757	1,806,087	△518,098	878,779	△94,456

2018 年度に 2 学部、2019 年度に 1 学科を新たに開設しているが、完成年度に至っていない現在ではまだ学生数が少なく収支バランスが保たれているとは言えないものの、これらの 3 学部 4 学科が完成年度を迎える頃には、安定した財務基盤を確立でき

るものと見込んでいる。なお、2019年度の収支は、新たな学部学科（2021年度開設予定）のための寄附金収入により一時的に収支はプラスに転じている。

[使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか]

2021年3月に策定した2021年度予算（事業活動収支）は次のとおりである。

2021年度は、学年進行中で4年目を迎える2学部と3年目を迎える1学科があり、まだ収入が少ない状況となっている。また、2021年4月に新たに1学部と1学科を開学することから、設置経費の支出を含めて何とかバランスの維持を図るべく対処していく。現在は大学の拡大期であり、今後学年進行に伴い順次収支が改善し、安定した経営基盤を確立できる見込みである。

事業活動収支予算書

令和 3年 4月 1日から
令和 4年 3月 31日まで

(単位:円)

	科目	予算	前年度予算	増・減(△)
事業活動収入の部	学生生徒等納付金	2,134,200,000	1,616,100,000	518,100,000
	授業料	1,227,600,000	924,300,000	303,300,000
	入学金	119,000,000	101,000,000	18,000,000
	実験実習料	257,400,000	192,700,000	64,700,000
	施設設備資金	530,200,000	398,100,000	132,100,000
	手数料	28,268,000	30,230,000	△ 1,962,000
	入学検定料	22,150,000	25,150,000	△ 3,000,000
	試験料	5,724,000	4,610,000	1,114,000
	証明手数料	394,000	470,000	△ 76,000
	寄付金	49,065,857	260,630,000	△ 211,564,143
	特別寄付金	49,065,857	260,630,000	△ 211,564,143
	一般寄付金	0	0	0
	経常費補助金	102,900,000	70,000,000	32,900,000
	国庫補助金	102,900,000	70,000,000	32,900,000
	地方公共団体補助金		0	0
	付随事業収入	50,500,000	38,500,000	12,000,000
	補助活動収入	50,500,000	38,500,000	12,000,000
教育活動収支	雑収入	5,014,000	4,527,000	487,000
	退職財団交付金収入	0	0	0
	その他の雑収入	5,014,000	4,527,000	487,000
	教育活動収入計(1)	2,369,947,857	2,019,987,000	349,960,857
	科目	予算	前年度予算	増・減(△)
	人件費	1,630,105,000	1,285,748,000	344,357,000
	教員人件費	1,434,926,000	1,095,524,000	339,402,000
	職員人件費	185,582,000	171,115,000	14,467,000
	役員報酬	9,597,000	19,109,000	△ 9,512,000
	退職金	0	0	0
事業活動支出の部	教育研究経費	1,110,742,911	819,301,830	291,441,081
	消耗品費	81,349,000	59,421,896	21,927,104
	光熱水費	97,600,000	90,980,000	6,620,000
	旅費交通費	19,324,000	16,126,300	3,197,700
	奨学費	169,375,000	121,300,000	48,075,000
	通信運搬費	16,800,000	9,611,000	7,189,000
	保健衛生費	25,318,000	18,119,200	7,198,800
	印刷製本費	11,416,000	11,017,000	399,000
	新聞雑誌費	27,379,000	24,800,000	2,579,000
	修繕費	30,384,000	15,500,000	14,884,000
	損害保険料	5,935,000	3,865,000	2,070,000
	賃借料	32,643,000	28,393,000	4,250,000
	諸会費	13,379,000	9,817,600	3,561,400
	会議費	889,000	472,000	417,000
	実験実習費	54,938,000	35,920,000	19,018,000
	報酬・委託・手数料	169,407,000	127,663,800	41,743,200
	行事費	8,741,000	7,078,500	1,662,500
	学生諸費	460,000	0	460,000
	減価償却費	336,955,911	231,886,534	105,069,377
	雑費	8,450,000	7,330,000	1,120,000
	管理経費	195,908,471	211,390,357	△ 15,481,886
	消耗品費	6,164,000	6,688,500	△ 524,500
	光熱水費	17,750,000	24,781,000	△ 7,031,000
	旅費交通費	5,100,000	4,170,000	930,000
	車輌燃料費	1,010,000	250,000	760,000
	福利費	460,000	490,000	△ 30,000
	通信運搬費	7,674,400	5,860,000	1,814,400
	保健衛生費	5,053,000	3,817,350	1,235,650
	印刷製本費	4,508,000	8,457,000	△ 3,949,000
	出版物費	250,000	170,000	80,000
	修繕費	10,200,000	8,700,000	1,500,000

	科目	予算	前年度予算	増・減(△)
	損害保険料	758,500	311,500	447,000
	賃借料	1,203,000	554,000	649,000
	公租公課	1,415,000	47,322,150	△ 45,907,150
	広報費	28,756,000	15,136,149	13,619,851
	諸会費	543,000	483,000	60,000
	慶弔慰労費	420,000	350,000	70,000
	会議費	840,000	790,000	50,000
	涉外費	3,028,000	1,757,500	1,270,500
	報酬・委託・手数料	55,283,000	50,870,540	4,412,460
	減価償却費	43,852,571	28,531,668	15,320,903
	雑費	1,640,000	1,900,000	△ 260,000
	私立大学等経常費補助金返還金	0	0	0
	徴収不能額等	0	0	0
	教育活動支出計(2)	2,936,756,382	2,316,440,187	620,316,195
	教育活動収支差額(3) = (1) - (2)	△ 566,808,525	△ 296,453,187	△ 270,355,338
	科目	予算	前年度予算	増・減(△)
教育活動外 収入の部	受取利息・配当金	513,000	1,015,000	△ 502,000
	その他の受取利息・配当金	513,000	1,015,000	△ 502,000
教育活動外 支出の部	その他の教育活動外収入	0	0	0
	事業外収入計(4)	513,000	1,015,000	△ 502,000
事業活動 支出の部	科目	予算	前年度予算	増・減(△)
	借入金等利息	5,666,832	6,254,654	△ 587,822
事業活動 収入の部	その他の教育活動外支出	0	0	0
	事業外支出計(5)	5,666,832	6,254,654	△ 587,822
	教育活動外収支差額(6) = (4) - (5)	△ 5,153,832	△ 5,239,654	85,822
	経常収支差額(7) = (3) - (6)	△ 571,962,357	△ 301,692,841	△ 270,269,516
	科目	予算	前年度予算	増・減(△)
特別 収支	資産売却差額	0	0	0
	その他の特別収入	0	0	0
事業活動 収入の部	施設整備補助金	0	0	0
	現物寄附			0
特別収入計(8)		0	0	0
	科目	予算	前年度予算	増・減(△)
事業活動 支出の部	資産処分差額	0	0	0
	その他の特別支出	0	0	0
特別支出計(9)		0	0	0
	特別収支差額(10) = (8) - (9)	0	0	0
	【予備費】(11)	5,000,000	5,000,000	0
	基本金組入前当年度収支差額(12) = (7) + (10) - (11)	△ 576,962,357	△ 306,692,841	△ 270,269,516
	基本金組入額(13)	△ 371,928,214	△ 696,775,750	324,847,536
	当年度収支差額(14) = (12) + (13)	△ 948,890,571	△ 1,003,468,591	54,578,020
	前年度繰越収支差額(15)	△ 1,840,389,692	△ 836,921,101	△ 1,003,468,591
	基本金取崩額(16)	0	0	0
	翌年度繰越収支差額(17) = (14) + (15) + (16)	△ 2,789,280,263	△ 1,840,389,692	△ 948,890,571
(参考)				
	事業活動収入計(18) = (1) + (4) + (8)	2,370,460,857	2,021,002,000	349,458,857
	事業活動支出計(19) = (2) + (5) + (9) + (11)	2,947,423,214	2,327,694,841	619,728,373

・ [使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか]

研究活動の活性化に結びつく外部資金の導入については、文部科学省科学研究費をはじめとした競争的研究費等を積極的に奨励し、獲得を図っている。

2020年度の文部科学省の「科学研究費助成事業」の本学の採択件数は、以下の通りであった。

学外の競争的研究資金の獲得は、自らの研究を充実させるだけでなく、社会と接点を持ち、他者から評価を受ける数少ない機会でもあり、積極的な獲得に注力している。

今後も研究・紀要委員会を中心に学長のリーダーシップの下、研究活動の推進・活性化の中で競争的研究資金の獲得の拡大を図る。具体的には、私立大学経常費補助における特別補助・企業との連携による外部資金の導入に向けて取り組む。

外部資金（文部科学省科学研究費助成事業）獲得状況
(単位：件、円)

学部	学科		件数		金額	
ヒューマンケア	看護	新規	0	3	0	1,200,000
		継続	3		1,200,000	
幕張	看護	新規	4	14	1,550,000	8,210,000
		継続	10		6,660,000	
ヒューマンケア	理学療法	新規	5	6	8,300,000	8,500,000
		継続	1		200,000	
管理栄養	管理栄養	新規	1	1	900,000	900,000
		継続	0		0	
その他 (研究センター等)		新規	0	2	0	2,600,000
		継続	2		2,600,000	
総計		新規	10	26	10,750,000	21,410,000
		継続	16		10,660,000	

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生数の確保による安定した収入の維持に努め、安全性・効率性を重視した資産運用を行い、将来計画を見据えた財務計画を策定し、教育支援と財政基盤の安定化を図っていく。

また、引き続き、学生支援サービスに対する充実策等を講ずることとしたい。

外部資金の導入の努力については、特に文部科学省科学研究費について、これまで以上に積極的に獲得を図っていきたい。また、寄付金に係る整備を行い、獲得に努めたい。

5-5. 会計

《5-5 の評価の視点》

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

[学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか]

「学校法人青淵学園会計規程」、「学校法人青淵学園会計規程施行細則」、「学校法人青淵学園固定資産及び物品管理規程」に基づき適正に会計処理を行っている。

また、2015年4月1日に施行された「学校法人会計基準の一部改正」に基づき、本法人理事会の決定を経て、「学校法人青淵学園会計規程」及び「学校法人青淵学園会計規程細則」の一部改正を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

[会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか]

「学校法人青淵学園内部監査に関する規程」を、理事会の決定を経て、2014年度に施行した。

内部監査の目的は、同規程第2条において「監査は、業務等の適正な執行を確保するとともに、その効率化及び改善を図るために、監事監査及び公認会計士監査と連携して、自主的、自律的に実施する」と定めている。

内部監査の担当部署は、理事長直属の内部監査室とし、理事長が専任職員を監査担当者として委嘱している。内部監査の範囲として業務監査及び財務監査が行われている。

監事は、毎会計年度終了後、「学校法人青淵学園寄附行為」に規定される監事の職務に基づき、法人の業務及び財産状況について監査し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に監査報告書を提出している。

また、監事は、「学校法人青淵学園監事監査規程」に基づく監事監査計画、監事監査調書及びチェックリストにより、監査を実施している。

なお、2013年度より公認会計士により、私立学校振興助成法に基づく監査も実施され、独立監査人の監査報告書が提出されている。

独立監査人による監査報告書（抜粋）

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人青淵学園の2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人青淵学園の2021年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（3）5-5 の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人青淵学園会計規程」、「学校法人青淵学園会計規程施行細則」並びに「学校法人青淵学園固定資産及び物品管理規程」に基づき、会計処理を引き続き適正に行う。

公認会計士による会計監査（外部監査）は、2013年4月より監査契約を締結して実施しており、その公認会計士による監査内容は、理事会の議事録、稟議書等を基に経理伝票や証憑類・取引内容等の確認を行い、また、経理担当者及び経理責任者よりヒアリングを行うことにより実施している。なお、2017年度からは新たな監査法人と契約をし、適正な会計処理を行うため、公認会計士による監査体制の強化を図っている。

また、内部監査室と公認会計士及び監事の連携を一層密にして、会計監査の円滑化をこれまで以上に図っていきたい。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

『6-1 の評価の視点』

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

[内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか]

[内部質保証のための責任体制が明確になっているか]

学校教育法 109 条第 1 項では「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(略)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とされ、これを受けた学校教育法施行規則第 166 条では「大学は、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。」と規定している。

本学の自己点検・評価体制については、2009 年度の開学に合せて、「東都大学 教授会規程」及び「東都大学 FD・自己点検評価委員会規程」を制定し、教授会の下に置かれる各種委員会のひとつとして FD・自己点検評価委員会を設置し、さらに 2014 年 10 月に、FD 委員会と分離し、新たに自己点検・評価委員会として発足させている。

自己点検・評価委員会は、学長が指名する副学長(委員長)、教授会で選出した教員若干名、事務局長等で構成し、任期は 2 年である(更新可)。同委員会は、自己点検・評価、外部評価委員会による検証評価、認証評価機関による認証評価に関する事項等を審議している。

自己点検・評価委員会は、「東都大学 自己点検・評価委員会規程」に基づき、毎年本学の教育研究活動に関する点検及び評価を行い、その結果を報告書(自己点検評価書)にとりまとめ、学長及び教授会に提出する。その上で、学長等には、その報告書を検討の上、必要な措置を講ずることを義務づけているところである。

また、点検評価項目を決定するに当たっては、各大学に義務づけられている認証評価機関による認証評価との関係を踏まえて実施することが有効かつ適切であるとの観点から、2013 年 6 月 26 日の教授会において、2015 年度に公益財団法人 日本高等教育評価機構による認証評価を受審することを決定したことに併せて、その点検評価項目についても同機構の定めるものと合わせることとした。

さらに 2015 年度以降の自己点検・評価においても、各年度の認証評価の点検項目、ならびに評価項目について継続して使用することとし、実施している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

2018年より2キャンパス体制となっているが、引き続き、全学で統一的に内部質保証のための組織を整備していくとともに、責任体制を維持できるように留意している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

『6-2 の評価の視点』

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
[内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか]
教育・研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うため、「東都大学 自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価は、2013 年度より、組織的に行い、その結果を東都大学ウェブサイトに掲載し公表している²。

この自己点検・評価では、使命・目的等を踏まえた教育目標の実現を目指して、教職員が一体となって全学的な取り組みを行っているところである。

自己点検・評価の趣旨は、教育研究等の諸活動が十分に成果をあげているのか、教育研究水準の質の向上という点で今後の課題としてはどういうことがあるのか、次代を担う人材を育成するためにはどのような課題があるのかなどについて追求することにある。

このため、授業評価アンケート、学生満足度アンケート、卒業生アンケート、チーター実施報告書及び教員アンケートを実施し、調査結果をみて、改善点を洗い出し、さらに大学の各種計画を理事会・評議委員会・運営会議・運営協議会が決定するために役立てている。令和 3 年度より、これらの機能を IR 専門部会が担うよう準備を進めている。

なお、学外有識者による外部評価委員会が、本学が行う自己点検・評価結果の客観性・妥当性に関する評価を行っている。

[エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的に実施しているか]

本学は平成 25 年度から自己点検評価書の作成を始め、8 年経過する。自己点検評価の前提としては、証拠資料（エビデンス）に基づいて事実及び事実関係（以下「事実関係等」という。）の確定がなされ、その事実関係等の下での適切な評価がなされることが必要である。この事実関係等を確実に把握するためには、あらかじめ必要となる調査評価項目について確実な調査（方法・手段）に基づく必要かつ十分な資料を収集することが必要であるとともに、その収集された資料（データ）を的確に分析することも不可欠である。毎年作成された自己点検評価書は定員 5 名以上で構成された外部評価委員会にて、

² 大学評価 | 大学案内・情報公開 | 学校法人青淵学園 東都大学
(<https://www.tohto.ac.jp/about/information/authentication/>)

厳正に評価を受けている。

将来証拠資料となるべき資料の作成や保存の体制を大学管理運営上のシステムとして確立し、収集される資料を調査分析できる体制を整備している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

[現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか]

本学における IR 機能は FD・自己点検評価委員会（及びその後引き継いだ自己点検・評価委員会）が担っており、教授会や各種委員会において作成・配付・保管されたデータ（議事録、各種委員会報告書）を適宜調査・収集している。

FD・自己点検評価委員会は平成 21 年度に設置され、その後平成 26 年度にその機能を客観的な自己点検評価にするため自己点検・評価委員会として独立した。IR 機能と同様なデータ収集と分析を行うため、自己点検・評価委員会は全学組織であり、副学長がその任を担っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の客観性と信頼性については、社会の中の大学にあって当然の責務と認識している。このためには、証拠資料（エビデンス）の量と質をより一層高めていくとともに、その認定された事実関係を基に行われる自己点検・評価についても、より客観性や妥当性を高めていくことが必要不可欠といえる。そこで、より客観的かつ組織化した各種基本データの収集、分析、報告及び管理等を行っていくため、自己点検・評価委員会の下部組織として IR 専門部会を設置し活動していく方針である。

6-3. 内部質保証の機能性

《6-3 の評価の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

[自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能しているか]

[三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか]

自己点検評価及び認証評価が本学に根づき、大学の教育研究活動の向上を目指し、持続的に実施していくためには、Plan（企画・計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Action（改善工夫）のサイクル（PDCA サイクル）の流れを本学の制度の中に導入し、これを定着させ、大学発展のために機能させる必要がある。

本学では、Plan（企画・計画）のサイクルにおいては、理事会が法人及び大学の中期・長期計画を策定することや毎会計年度における予算及び事業計画等を審議決定し、その決算及び事業報告等を行うことが義務づけられている。また、企画委員会を 2015 年 4 月に設置し、本学の教育研究に係る中期計画を策定するとともに、各年度における事業計画及び予算に係る企画及び調整を行っている。

また、教授会は教育及び研究に関することを審議することとしている。

さらに教授会下委員会のうち、教育課程の編成に当たっては教務委員会が、入学試験の基本方針の立案や入学試験の実施計画に当たっては入学試験委員会が、地域連携活動に係る基本方針や地域連携活動の企画・立案に当たっては地域連携委員会が、それぞれ各委員会の規程に基づき Plan 機能を発揮することとされており、その審議結果については教授会に報告することとなっている。

このように、Plan 機能については、本学では確実に実施しているものと考える。

次に、Do（実施・実行）については、理事長、学長をはじめとして、学校法人青淵学園・東都大学の管理運営部門（各種委員会や大学事務部門）がこれに関与している。

さらに、Check（点検・評価）については、2009 年度の開学以来施行している自己点検評価を持続的に維持するとともに、新設学部学科においては設置計画履行状況等調査の結果による、設置計画に基づいた履行状況の確認を定期的に行い、本学のデータベースとして蓄積している。

Action（改善工夫）については、自己点検評価書において指摘された改善工夫を要する点や事業・事務の廃止等の事項について、学長及び教授会が必要な措置を講じなければ

ばならない義務を負っている（「東都大学 自己点検・評価委員会規程」第7条第2項）。

また、設置計画履行状況等調査で指摘された事項については、指摘事項に応じて適切な委員会等で改善案を検討するなど、確実な設置計画の履行に向けて、改善工夫を行っている。

したがって、点検評価の結果や設置計画履行状況等調査の指摘事項を踏まえ、見直しや改善への工夫に取り組む Action（改善工夫）を行い、再び学長及び教授会から Plan（企画・計画）のサイクルへ還元されるという PDCA サイクルを機能させている。PDCA サイクルを活用する仕組みは、個別にみると改善すべき点もあるが、全体としてみた場合には、その機能を発揮していると考えている。

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、これまででも自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を活用してきたところであるが、2019年に中期計画を新たに策定したことを踏まえ、大学運営の一層の改善・向上を図り、これまで以上に内部質保証の仕組みを機能させていきたい。